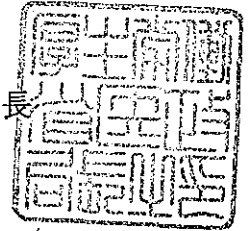


医政発 0331 第 40 号

平成 26 年 3 月 31 日

日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を发出了したので、御了知いただくとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

医政発第0612004号

平成15年6月12日

(一部改正 平成17年 2月 8日

平成17年10月21日

平成18年 3月22日

平成19年 3月30日

平成20年 3月26日

平成21年 5月11日

平成22年 4月14日

平成23年 3月24日

平成24年 3月29日

平成26年 3月31日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来36年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとするすべての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとするものとされたところである。これを踏まえ、平成14年12月11日に、医師法第16条の2

第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成15年6月12日に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。）が公布・施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。また、本制度の円滑な実施を図るため、地方厚生局において、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体等の参加を得て連絡協議会を設置することとしている。

新たな臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、地方厚生局において設置する連絡協議会に参加するなど、新たな臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

第1 臨床研修省令の趣旨

法第16条の2第1項に規定する臨床研修については、改正法による法の一部改正により、平成16年4月1日から、診療に従事しようとするすべての医師に義務付けられるところであるが、臨床研修省令は、法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して、臨床研修の基本理念、臨床研修病院の指定の基準等を定めるものであること。

なお、改正法附則第8条（臨床研修修了医師の登録に係る経過措置）の規定により、同日前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものは、改正法による改正後の法第16条の4第1項の規定による臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1 用語の定義

(1) 「臨床研修」

法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいうものであること。

(2) 「臨床研修病院」

法第16条の2第1項の指定を受けた病院をいうものであること。

(3) 「基幹型臨床研修病院」

臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であつて、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するものをいうものであること。

(4) 「協力型臨床研修病院」

臨床研修病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であつて、基幹型臨床研修病院でないものをいうものであること。

(5) 「研修協力施設」

臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に附属する病院以外のものをいうものであること。以下「臨床研修協力施設」という。

なお、臨床研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等が考えられること。

(6) 「臨床研修病院群」

共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院をいうものであること。臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設も臨床研修病院群に含まれること。

(7) 「大学病院」

医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいうものであること。

(8) 「研修管理委員会」

臨床研修を行う病院において臨床研修の実施を統括管理する機関をいうものであること。

なお、研修管理委員会は基幹型臨床研修病院等、臨床研修を管理する病院に設置されること。

(9) 「研修プログラム」

臨床研修の実施に関する計画をいうものであること。

(10) 「プログラム責任者」

研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う者をいうものであること。

(11) 「研修実施責任者」

協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいうものであること。

なお、研修実施責任者は、プログラム責任者及び臨床研修指導医を兼務しても差し支えないこと。

(12) 「臨床研修指導医」

研修医に対する指導を行う医師をいうものであること。以下「指導医」という。

(13) 「研修医」

臨床研修を受けている医師をいうものであること。

(14) 「臨床病理検討会」

個別の症例（剖検例）について病理学的見地から検討を行うための会合（Clinicopathological Conference: CPC）をいうものであること。

(15) 「研修期間」

臨床研修を行っている期間をいうものであること。

2 臨床研修の基本理念

医師については、単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、患者の健康と負傷又は疾病を全人的に診ることが期待され、医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められていること。また、医療の社会的重要性及び公共性を考えると、臨床研修は、医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであること。

このため、臨床研修については、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付けることのできるものでなければならないこと。

3 臨床研修病院の指定

(1) 法第16条の2第1項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うこと。

ア 基幹型臨床研修病院

イ 協力型臨床研修病院

(2) 基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院は、それぞれ他の区分の臨床研修病院となることができること。

4 臨床研修病院の指定の申請

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請

ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) プログラム責任者履歴書（様式2）

(ウ) 当該病院の研修医名簿（様式3）

(エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表（様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（様式5）

(オ) 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類（様式6）

ウ 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院に関する指定申請書及び添付書類とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（様式1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 基幹型臨床研修病院として協同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院に関する指定申請書（様式1）及び当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる関係施設相互間の連携体制

を記載した書類（様式6）を、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

① 当該研修プログラムの特色

② 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」は、「臨床研修の到達目標」（別添1）を参考にして、臨床研修病院が当該研修プログラムにおいて研修医の到達すべき目標として作成するものであり、「臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。

③ プログラム責任者の氏名

④ 臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修医が臨床研修を受ける診療科等をいうものであること。内科、救急部門、地域医療を「必修科目」とし、外科、麻酔科、小児科、産婦人科及び精神科を「選択必修科目」とすること。

⑤ 研修医の指導体制

⑥ 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

⑦ 研修医の処遇に関する事項

次に掲げる事項をいうものであること。

(i) 常勤又は非常勤の別

(ii) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項

(iii) 時間外勤務及び当直に関する事項

(iv) 研修医のための宿舎及び病院内の個室の有無

- (v) 社会保険・労働保険（公的医療保険、公的年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険）に関する事項
 - (vi) 健康管理に関する事項
 - (vii) 医師賠償責任保険に関する事項
 - (viii) 外部の研修活動に関する事項（学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）
- (イ) 原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。さらに地域医療との関係等に配慮しつつ、全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上を基幹型臨床研修病院で行うことが望ましいこと。
- (ウ) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、協力型臨床研修病院の名称、協力型臨床研修病院が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導医の氏名が研修プログラムに明示されていること。
- (エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設の種別及び名称、臨床研修協力施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び研修医の指導を行う者の氏名が研修プログラムに明示されていること。
- (オ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。
- ① 研修期間は、原則として合計2年以上とすること。
 - ② 臨床研修を行う分野及び当該分野ごとの研修期間は、研修医の将来のキャリア等に円滑につながるよう、臨床研修病院の実情及び研修プログラムの特色を考慮して定めること。必修科目の全て及び5つの選択必修科目のうちの2つの診療科については、必ず臨床研修を行うこと。
 - ③ 原則として、当初の12月の間に内科及び救急部門を研修し、次の12月の間に地域医療を研修すること。なお、研修開始時に研修医の将来のキャリアを考慮した診療科の研修を一定期間行った後に、必修の診療科の研修を開始することもできること。
 - ④ 原則として、内科においては6月以上、救急部門においては3月以上、地域医療においては1月以上の研修を行うこと。
 - ⑤ 選択必修科目の各診療科については、研修医の希望に応じていずれの診療科

の研修も確実に実施できるよう、各診療科において到達目標の達成に必要な研修を行う体制を確保すること。あわせて、臨床研修病院の判断で適切な研修期間を設定すること。なお、臨床研修病院の判断で、各研修プログラムにおいて、選択必修科目の全部または一部を必ず研修する診療科目として扱うこともできること。

- ⑥ 必修科目及び選択必修科目以外の研修期間は、研修医が積極的に研修プログラムを選択し、臨床研修に取り組むことができるよう、地域や病院の特色をいかし、更に臨床研修を充実させるために活用すること。
- ⑦ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間は、①から⑥までを踏まえて多様に設定するものであるが、研修プログラムの特色や指導体制等各病院における体制によっては、例えば、当初の12月について、内科において6月の研修、救急部門において3月の研修を行うこととし、選択必修科目のうち2つの診療科において3月の研修の後、次の12月について、地域医療において1月の研修を行った後に、将来専門とする診療科に関連した診療科を中心に研修を行うことが考えられること。また、当初の12月について、まず、将来専門としたい診療科で3月の研修を行った後に、内科において6月の研修、救急部門において3月の研修を行うこととし、次の12月について、地域医療において1月の研修、選択必修の診療科のうち2つの診療科において一定の期間の研修を行った後に、残りの期間を将来専門としたい診療科において研修を行うこと、もしくは、当初の12月について、内科において6月の研修、救急部門及び外科においてそれぞれ3月の研修を行うこととし、次の12月について、地域医療を3月行った後、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科のうち、3つの診療科においてそれぞれ3月の研修を行うことなども考えられること。
- ⑧ 救急部門については、救急部（救急部がない場合には救急外来）等を適切に経験させることにより対応すること。
- ⑨ 総合診療科等、臨床研修を行う診療科の名称が必修科目又は選択必修科目の診療科等の名称と異なる場合であっても、当該診療科における研修内容が必修科目又は選択必修科目のいずれかの診療科等の研修内容と同じものであるときには、研修内容に応じて、当該診療科における研修期間を、相当する

必修科目又は選択必修科目の診療科等の研修期間として差し支えないこと。

⑩ 地域医療については、適切な指導體制の下で、患者が営む日常生活や居住する地域の特性に即した医療（在宅医療を含む）について理解し、実践するという考え方に基づいて、へき地・離島診療所、中小病院・診療所等を適宜選択して研修を行うこと。また、研修を行う病院又は診療所については、各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や、関係する地方公共団体の意向を踏まえるなど、地域の実情に応じて選定するよう配慮すること。

⑪ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計3月以内とすること。ただし、地域医療に対する配慮から、へき地・離島診療所等における研修期間についてはこの限りでないこと。

(カ) 研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、将来小児科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム及び将来産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム（募集定員各2人以上）を必ず設けること。

イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

医師数については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発第777号、医薬発第574号）に定める常勤換算により算出された医師（研修医を含む。）の数をいうものであること。

ウ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、当該病院と協力的臨床研修病院の診療科とを合わせて、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうものであること。

エ 救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導體制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

当該病院における症例としては、内科及び救急部門について、その疾患等に過度の偏りがないことが望ましいこと。このため、特定の分野の専門的医療を専ら行う病院が基幹型臨床研修病院となることは望ましくないこと。

各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人（外科にあつては研修医1人あたり50人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院及び臨床研修協力施設が、それぞれの担当する臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に関し必要な施設のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア) 研修医のための宿舎及び研修医室

(イ) 医学教育用シミュレーター（切開及び縫合、直腸診、乳房診、二次救命処置（Advanced Cardiovascular Life Support: ACLS）、心音又は呼吸音の聴診等の訓練用機材）、医学教育用ビデオ等の機材

ク 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

「患者の病歴に関する情報を適切に管理していること」とは、病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、病院日誌、各科診療日誌、処方せん、

手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約等)の管理が適正になされていることをいうものであること。

ケ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、医療法施行規則第1条の11第1項及び第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を満たすことをいうものであること。

(7) 医療に係る安全管理を行う者（以下「安全管理者」という。）を配置すること。

安全管理者とは、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門（以下「安全管理部門」という。）の業務に関する企画立案及び評価、当該病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。
- ② 医療安全に関する必要な知識を有していること。
- ③ 当該病院の安全管理部門に所属していること。
- ④ 当該病院の医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という。）の構成員に含まれていること。

(4) 安全管理部門を設置すること。

安全管理部門とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。

- ① 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。
- ② 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
- ③ 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
- ④ 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。

- ⑤ 医療安全に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 医療安全対策の推進に関すること。
- (7) 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

「患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は当該病院の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

- ① 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。
- ② 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- ③ 患者や家族等が相談を行うことにより不利益を受けないよう、適切な配慮がなされていること。

コ 研修管理委員会を設置していること。

研修管理委員会は、6(1)を満たすものであること。

サ プログラム責任者を適切に配置していること。

「プログラム責任者を適切に配置していること」とは、当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかにおいて、6(3)を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

- (7) 「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、救急部門、外科、麻酔科(部門)、小児科、産婦人科及び精神科の診療科(部門)並びに当該研修プログラム独自で必修科目としている診療科(部門)に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確

保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医（研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ）が研修医を直接指導すること（いわゆる「屋根瓦方式」）も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

- (イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導医又は上級医に相談できる体制が確保されるとともに、研修医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導医又は上級医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。また、休日・夜間の当直を1年次の研修医が行う場合については、原則として指導医又は上級医とともに、2人以上で行うこと。
- (ウ) 精神科の研修を行う臨床研修病院又は臨床研修協力施設においては、精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員を適当数配置していることが望ましいこと。
- (エ) 研修医手帳を作成し、研修医が当該手帳に研修内容を記入するよう指導すること。また、研修医が担当した患者の病歴や手術の要約を作成するよう指導すること。

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。

- (ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値（後述の23により加算された募集定員に係る研修医の受入実績を除く。）。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。（(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。）
- (イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の(ア)により算出された募集定員の合計（当該合計数値を「A'」とする。以下同じ。）が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の基礎数（当該基礎数値を「B」とする。以下同じ。）を超える場合は、以下の計算式により算出した値（小数点以下の端数

を生じた場合は四捨五入した値)とする。ただし、病院が希望する募集定員(当該希望数値を「C」とする。以下同じ。)が、それを下回る場合はCの値とする。

$$A \times \frac{B}{A'} \quad \text{ただし、Cが当該値を下回る場合はC}$$

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

(エ) (ウ)にいう「医師派遣等」とは、①～⑤のすべてを満たす場合とする。

①以下のア) からウ) までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。

ア) 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

イ) 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

ウ) 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

②対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。

③受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。

④各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

⑤開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の基礎数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F + G + H$$

D: 次のD1とD2のうちの方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値

$$D1: \text{全国の研修医総数の推計値} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

$$D2 : \text{全国の研修医総数の推計値} \times \frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$$

E : 100平方km当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはDに0.1を乗じた数値

$$F : D \times \frac{\text{離島人口} \times 6}{\text{当該都道府県の人口}}$$

G : 人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合が全国の平均値よりも多い都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

H : 人口10万人当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

(h) 全国の研修希望者の推計値に1.2を乗じた数値と(e)により算出した数値の合計との差を都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とし、(e)に都道府県調整枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とする。

(i) (e)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ① 研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数
- ② 人口(高齢者(65歳以上)の人口を含む。)については、直近の推計人口(総務省)の値
- ③ 大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値
- ④ 都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧(総務省)における数値
- ⑤ 医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師調査による数値
- ⑥ 離島人口は、離島振興法(昭和27年法律第72号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づき指定されている離島の直近の人口の値

(k) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあつては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を2人とする。

セ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

(7) 臨床研修を行うために適切な研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を勘案したものとするが、原則として、病床数を10で除した数又は年間の入院患者数を100で除した数を超えないものであること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次及び2年次の研修医の数を合計したものであること。受け入れる研修医の数は、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院ごとに適切な数である必要があること。

(イ) 指導医1人が指導を受け持つ研修医は、5人までとすること。

(ウ) 原則として、研修プログラムごとに2人以上の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること。

ソ 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

「研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること」とは、原則として、公募による採用が行われることをいうものであること。

タ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該病院及び臨床研修協力施設のそれぞれにおいて、研修医に対する適切な処遇が確保されていること。

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。当該実績とは、研修医の受入が2年以上ないことにより、研修病院の指定を取り消された病院にあつては、指定を取り消された後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進し、地域で連携して医師を育成する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであり、病期や疾病領域等をはじめとした医療機能の観点から、頻度の高い疾病等について様々

なバリエーションの経験及び能力形成が可能となるものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(ア) 「緊密な連携体制」とは、医師の往来、医療機器の共同利用等、診療及び臨床研修について機能的な連携が具体的に行われている状態をいうものであること。

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

①へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修であること。

②生活圏を同じくする県境を越えた隣接する二次医療圏における協力型病院及び研修協力施設との連携であること。

③その他、基幹型病院と地域医療の上で連携が強く、十分な指導体制のもとで様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

(ウ) 指定後においても、臨床研修病院群を構成する関係施設、特に協力型臨床研修病院については、研修医の受入実績を十分に踏まえて臨床研修病院群の見直しを行っていくよう努めること。

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5(2)の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

ニ 医療法第30条の12に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからケまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラム

を有していること。

イ 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

ウ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

エ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

オ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

カ 適切な指導体制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

キ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

ク 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

ケ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

コ 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院の指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 後述する14により臨床研修病院の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。

イ その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められること。

(4) (1)及び(2)の臨床研修病院の指定の基準については、臨床研修病院において年間を通じて常に遵守されていなければならないこと。

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア 基幹型臨床研修病院の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。

(ア) 当該病院の管理者又はこれに準ずる者

- (イ) 当該病院の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
- (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
- (エ) 臨床研修病院群を構成するすべての関係施設の研修実施責任者

イ 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に所属する医師、有識者等を含むこと。

ウ 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修医の管理及び研修医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。

エ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導医から研修医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるようプログラム責任者や指導医に指導・助言する等、有効な研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者(以下この項及び後述する17から19までにおいて「管理者」という。)は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

また、研修医に対して後述する17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

なお、管理者は、研修医が男女を問わずキャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有することができるよう、研修医が自らのキャリアパスを主体的に考える機会が得られるよう努めるとともに、出産育児等の支援体制の強化に向け、配偶者を含めた休暇取得等に対する研修病院内の理解の向上を図ること。

(3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院(臨床研修協力施設を除く。)の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置されることが必要であるが、研修実施責任者及び指導医と兼務することは差し支えないこと。

(イ) 「指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有してい

るもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(エ) プログラム責任者は、研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していることが望ましいこと。

イ プログラム責任者は、次に掲げる事項等、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(ア) 研修プログラムの原案を作成すること。

(イ) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供する等、すべての研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。

(ロ) 研修医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(ハ) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

(4) 指導医等

ア 指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(イ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

イ 指導医は、担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終

了後に、研修医の評価をプログラム責任者に報告すること。

(ア) 指導医は、研修医の評価に当たっては、当該研修医の指導を行い、又は研修医と共に業務を行った医師、看護師その他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任をもって評価を行わなければならないこと。

(イ) 指導医は研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めなければならないこと。

(ウ) 研修医による指導医の評価についても、指導医の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。

ウ 臨床研修協力施設等における研修実施責任者や指導者についても、指導医と同様の役割を担うものであること。

7 臨床研修病院指定証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付するものとする。

なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに返還すること。

8 臨床研修病院の変更の届出

(1) 基幹型臨床研修病院の変更の届出

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) プログラム責任者

(カ) 指導医及びその担当分野

(キ) 研修医の処遇に関する事項

(ク) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

- ① 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 管理者の氏名
- ③ 名称
- ④ 研修医の処遇に関する事項
- ⑤ 研修医の指導を行う者及びその担当分野
- ⑥ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

イ 臨床研修病院変更届出書は、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

ウ 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、速やかに当該臨床研修変更届出書を当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の変更の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

- ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 管理者の氏名
- ウ 名称
- エ 診療科名
- オ プログラム責任者
- カ 指導医及びその担当分野
- キ 研修医の処遇に関する事項

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

- ア 臨床研修の目標
- イ 臨床研修を行う分野

- ウ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間
- エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院
- オ 研修医の募集定員

(2) 基幹型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（様式8）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- (ア) 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）
- (イ) 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）
- (ウ) 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制を記載した書類

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する研修プログラム変更・新設届出書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、研修プログラム変更・新設届出書（様式8）を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(4) 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこと。

(5) (4)にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められること。この場合において、臨床研修病院の開設者は、速やかに、(2)から(3)までの届出を行わなければならないこと。

10 臨床研修病院の行う臨床研修

臨床研修病院は、臨床研修病院の指定申請の際に提出し、又は研修プログラムの変更若しくは新設の届出を行った研修プログラム以外の研修プログラムに基づいて臨床研修を行ってはならないこと。

11 研修医の募集の際の研修プログラム等の公表

臨床研修病院の管理者は、研修医の募集を行おうとするときは、あらかじめ、研修プログラムとともに、次に掲げる事項を公表しなければならないこと。

- (1) 研修プログラムの名称及び概要
- (2) 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法
- (3) 研修の開始時期
- (4) 研修医の処遇に関する事項
- (5) 臨床研修病院の指定について申請中である場合には、その旨
- (6) 研修プログラムの変更又は新設の届出を行った場合（当該届出を行おうとしている場合を含む。）には、その旨

12 臨床研修病院の年次報告

(1) 基幹型臨床研修病院の年次報告

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（様式8）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式9）を添付すること。

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する年次報告書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の年次報告

協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（様式8）を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

13 臨床研修病院に対する厚生労働大臣の報告の徴収及び指示

- (1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修病院

の開設者又は管理者に対して報告を求めることができること。

(2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、研修医の募集定員、指導体制、施設、設備、研修医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修病院の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する(1)の報告の聴取又は(2)の必要な指示をすることができること。

14 臨床研修病院の指定の取消し

厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき(5(1)オの基準にあたっては、2年以上にわたり基準に適合しなかったときに限る。)

イ 前述の5(3)イに該当するに至ったとき。

ウ 前述の6及び8から12までに違反したとき。

エ その開設者又は管理者が、前述の13(2)の指示に従わないとき。

オ 2年以上研修医の受入がないとき。

カ 協力型臨床研修病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

15 臨床研修病院の指定の取消しの申請

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の取消しの申請

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式10)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する指定取消申請書と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する指定取消申請書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の取消しの申請

協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式10)を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床

研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- (3) 厚生労働大臣は、(1)及び(2)の申請があった場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができること。

16 臨床研修の評価

(1) 研修期間中の評価

研修期間中の評価は、形成的評価により行うことが重要であり、研修医ごとの研修内容を改善することを主な目的とすること。

研修医及び指導医は、「臨床研修の目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。

研修の進捗状況の記録については、研修医手帳を利用するほか、インターネットを用いた評価システムなどの活用も考えられること。

指導医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮すると共に、評価結果を研修医にも知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。

(2) 研修期間終了時の評価

研修期間終了時の評価は、総括的評価により行い、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的とすること。

研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価（経験目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。

なお、最終的な認定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いるものであること。

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア、基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラム

にあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいうものであること。

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管理者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、正当な理由がない場合、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(ア) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

- ①当該臨床研修病院の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該臨床研修病院における研修プログラムの実施が不可能な場合
- ②研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・教育によっても、なお改善が不可能な場合
- ③妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合
- ④その他正当な理由がある場合

(イ) 研修医から管理者に申し出た場合

- ①妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合
- ②研究、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合
- ③その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場

合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) 管理者は、(ア)の勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができること。

(ウ) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。また、臨床研修を再開する場所(同一の病院で研修を再開予定か、病院を変更して研修を再開予定か。)についても併せて検討すること。なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残しておくこと。

中断という判断に至る場合には、当該研修医が納得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式11)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書(様式12)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(イ) 中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ウ) 臨床研修を行った臨床研修病院(臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の名称

(エ) 臨床研修を開始し、及び中断した年月日

(オ) 臨床研修を中断した理由

(カ) 臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修医の評価

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式13）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

18 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア) 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

(イ) 必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。

(ウ) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が90日を超える場合には、未修了とするものであること。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

また、必修科目で必要履修期間を満たしていない場合や選択必修科目のうち2つ以上の診療科を研修していない場合であっても未修了として取扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足する期間以上の期間の研修や必要な診療科における研修を行うこと。

(エ) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならないこと。研修医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならないこと。

イ 臨床研修の目標（臨床医としての適性を除く。）の達成度の評価

管理者は、研修医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各目標について達成したか否かの評価を行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。

個々の目標については、研修医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

ウ 臨床医としての適性の評価

管理者は、研修医が以下に定める各項目に該当する場合は修了と認めてはならないこと。

臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、十分慎重に検討を行う必要があること。なお、原則として、当該研修医が最初に臨床研修を行った臨床研修病院においては、その程度が著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うべきではなく、少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経た後に評価を行うことが望ましいこと。

(ア) 安心、安全な医療の提供ができない場合

医療安全の確保が危ぶまれ、又は患者との意思疎通に欠け不安感を与える場合等には、まず、指導医が中心となって、当該研修医が患者に被害を及ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育するものであること。十分な指導にもかかわらず、改善がみられず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。

一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床研修病院において、十分指導・教育を行うこと。原則として、あらかじめ定められた研修期間を通じて指導・教育し、それでもなお医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。

また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療安全の確保が危ぶまれ、

又は患者に不安感を与える等の場合にも、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修病院では研修可能な場合には、管理者は、当該研修医が中断をして病院を移ることを可能とすること。

(イ) 法令・規則が遵守できない者

医道審議会の処分対象となる者の場合には、法第7条の2第1項の規定に基づく再教育研修を行うことになること。再教育にも関わらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないものとする。

(2) 臨床研修の修了認定

ア 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の評価を報告しなければならないこと。

この場合において、研修管理委員会は、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修医の評価を考慮するものとする。

イ 管理者は、アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式14）を交付しなければならないこと。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(イ) 修了した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ロ) 臨床研修を開始し、及び修了した年月日

(ハ) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（様式15）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

また、修了した研修医に医籍への登録の申請を行うよう励行すること。

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式16）で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまうこともあり得ることから、指導医1人当たりの研修医数や研修医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式17）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19 臨床研修病院の記録の保存

(1) 管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から5年間保存しなければならないこと。

ア 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

イ 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

ウ 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日

エ 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った

場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設) の名称

オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価

カ 臨床研修を中断した場合にあつては、臨床研修を中断した理由

(2) (1)に定める保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができること。

20 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例

大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する前述の5(1)又は(2)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者とみなすこと。

21 国の開設する臨床研修病院の特例

国の開設する臨床研修病院の特例については、臨床研修省令の定めによること。

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が、前述5の(1)ス(カ)によって算出された都道府県の募集定員の上限の値を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

(2) 地域における研修医の募集定員の調整を円滑に行うことができるよう、都道府県は、前述5の(1)スにより算出された各病院の研修医の募集定員について、管轄する地方厚生局から情報提供を受けることができること。

(3) 都道府県が研修医の募集定員の調整を行った場合は、管轄する地方厚生局から情報提供を受けて1か月以内に、その調整の結果を当該地方厚生局に提出すること。

(4) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述5の(1)ス(ア)又は(イ)の数値を超えないものとする。

23 研修医の募集定員に関する特例

前述5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、前述5の(1)スにより算出し

た募集定員に、当該研修プログラムの定員分として4人を加算すること。

24 臨床研修に関する地域協議会

- (1) 地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、都道府県に、臨床研修に関して関係者が協議する場（以下「地域協議会」という。）を設けることが望ましいこと。
- (2) 地域協議会は、都道府県による設置のほか、臨床研修病院、大学病院、特定非営利活動法人（NPO）等による設置が考えられること。
- (3) 地域協議会は、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体、行政担当者等から構成され、以下の項目について協議、検討することが考えられること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の調整に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成27年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 施行期日等

- (1) 臨床研修省令は、公布の日から施行すること。
- (2) 臨床研修省令は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院が、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行った者であって当該規定の施行後に医師免許を受けたものに対して臨床研修を行う場合には、適用されないこと。すなわち、次に掲げる臨床研修を行う場合には、臨床研修省令は適用されないこと。
 - ア 平成16年4月1日前に開始される臨床研修
 - イ 平成16年4月1日以後に開始される臨床研修であって、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院が、同日前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものに対して

行うもの

- (3) (2)ア及びイの臨床研修を行う場合における臨床研修病院の指定の申請手続、指定の基準等については、「臨床研修を行う病院の指定に係る申請手続について」（平成6年7月15日付け健政発第551号）及び「臨床研修病院の指定基準等について」（平成5年3月25日付け健政発第197号）によるものであること。
- (4) 平成16年4月1日以後に開始される臨床研修であって、(2)イ以外のものを行う場合には、臨床研修省令が適用されること。この場合においては、臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修省令の規定に従い、臨床研修病院の指定の申請を行わなければならない、また、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院についても、臨床研修省令の規定に従い、臨床研修を行わなければならないものであること。
- (5) 平成16年4月1日前に法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院については、改正法附則第9条（指定病院に係る経過措置）の規定により、改正法による改正後の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院とみなされるものであること。具体的には、同日前に、主病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院と、従病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく協力型臨床研修病院とみなされるものであること。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）の施行前に単独型又は管理型臨床研修病院として指定を受けている病院については、臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院とみなされるものであること。

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

- (1) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹

型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成24年4月1日以降、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあつては、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができるものと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

- (2) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること。このため、これに該当する病院は、前述第2の4(1)アに定める期日の10ヶ月以上前に別に定める訪問調査の申込書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

3 都道府県の募集定員の上限について

- (1) 前述第2の5(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が研修医の募集を行う年度の前年度の当該都道府県内の研修医の受入実績よりも少ない場合には、前述第2の5(1)ス(カ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績の数値とすること。ただし、この取扱いについては、平成27年3月31日までとすること。
- (2) 前述第2の5(1)ス(カ)に定める、「1.2」の数値（全国の研修希望者の推計値に乗じる数値）については、徐々に「1.1」とすることを基本とするが、毎年の実際の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。なお、前述第2の5(1)ス(オ)に定めるE、F、G及びH並びに(カ)に定める都道府県調整枠については、徐々に「1.1」とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。
- (3) 前述第2の5(1)ス(オ)に定めるD2について、平成22年度より設定されている、大学の医学を履修する課程の入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠のうち、他の都道府県の大学で養成されることとなる地域枠の数の取扱いについては、改めて検討するものであること。

第4 留意事項

今後、地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の

学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用にあたっては、その地域医療への従事要件等に十分配慮するよう努めること。

第5 検討規定

本通知の改正後5年以内に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">医政発第0612004号</p> <p style="text-align: center;">平成15年 6月12日 (一部改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年3月31日)</p>	<p style="text-align: right;">医政発第0612004号</p> <p style="text-align: center;">平成15年 6月12日 (一部改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日)</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長</p>
<p style="text-align: center;">医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>(略)</p>
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p>	<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p>
<p>1 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>基幹型臨床研修病院</u>」</p>	<p>1 用語の定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>基幹型臨床研修病院</u>」</p>
<p>臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>全体的な管理・責任を有するもの</u>をいうものであること。</p>	<p>臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>管理を行うもの</u>をいうものであること。</p>
<p>(4)～(15) (略)</p>	<p>(4)～(15) (略)</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>4 臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) (略)</p>	<p>4 臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) (略)</p>
<p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>イ <u>基幹型臨床研修病院として協同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院に関する指定申請書(様式1)及び当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類(様式6)を、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部長事務課あてに送付すること。</u></p>	<p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p>
<p>5 臨床研修病院の指定の基準</p> <p>(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準</p> <p>ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。</p>	<p>5 臨床研修病院の指定の基準</p> <p>(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準</p> <p>ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。</p>

(7) (略)

(イ)原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。さらに地域医療との関係等に配慮しつつ、全体の研修期間の半分以上に相当する1年以上を基幹型臨床研修病院で行うことが望ましいこと。

(9)～(8) (略)

イ～エ(略)

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

当該病院における症例としては、内科及び救急部門について、その疾患等に過度の偏りがないことが望ましいこと。このため、特定の分野の専門的医療を専ら行う病院が基幹型臨床研修病院となることは望ましくないこと。

各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあっては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人(外科にあっては研修医1人あたり50人以上)、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ～サ(略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(7)「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、救急部門、外科、麻酔科(部門)、小児科、産婦人科及び精神科の診療科(部門)及び当該研修プログラム独自で必修科目としている診療科(部門)に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ)～(ニ) (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

(略)

(7) (略)

(イ)当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院の(7)により算出された募集定員の合計(当該合計数値を「A」とする。以下同じ。)が、(6)に規定する当該都道府県の募集定員の基礎数(当該基礎数値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入した値)とする。ただし、病院が希望する募集定員(当該希望数値を「C」とする。以下同じ。)が、それを下回る場合はCの値とする。

$$A \times \frac{B}{A}$$

ただし、Cが当該値を下回る場合はC

(9) (7)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

(ニ) (略)

(イ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の基礎数」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F + G + H$$

D: 次のD1とD2のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値

$$D1: \text{全国の研修医総数の推計値} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

(7) (略)

(イ)原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。

(9)～(8) (略)

イ～エ(略)

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

また、各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあっては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人(外科にあっては研修医1人あたり50人以上)、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ～サ(略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(7)「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医(研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ)が研修医を直接指導すること(いわゆる「屋根瓦方式」)も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ)～(ニ) (略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

(略)

(7) (略)

(イ)当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が、(6)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(9) (7)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、65人以上の場合を10とする。

(ニ) (略)

(イ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D: 次のD1とD2のうちの多い方の数値

$$D1: \text{全国の研修医の総数} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

D2：全国の研修医総数の推計値 ×

$\frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$

E：100平方km当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.07を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の都道府県についてはDに0.1を乗じた数値

F：D × $\frac{\text{離島人口} \times 6}{\text{当該都道府県の人口}}$

G：人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合が全国の平均値よりも多い都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

H：人口10万人当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県についてはDに0.06を乗じた数値

(h) 全国の研修希望者の推計値に1.2を乗じた数値と(ハ)により算出した数値の合計との差を都道府県ごとの研修医の直近の受入実績値の割合で按分した数値を「都道府県調整枠」とし、(ハ)に都道府県調整枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とする。

(g) (ハ)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ① (略)
- ②人口（高齢者（65歳以上）の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値
- ③～⑥ (略)

(f) (略)

セ～タ (略)

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。当該実績とは、研修医の受入が2年以上ないことにより、研修病院の指定を取り消された病院にあっては、指定を取り消された後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

（前除）大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進し、地域で連携して医師を育成する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであり、病期や疾病領域等をはじめとした医療機能の観点から、頻度の高い疾病等について様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能となるものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(f) (略)

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

- ①へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修であること。
- ②生活圏を同じくする県境を越えた隣接する二次医療圏における協力型病院及び研修協力施設との連携であること。
- ③その他、基幹型病院と地域医療の上で連携が強く、十分な指導体制のもとで様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

D2：全国の研修医の総数 ×

$\frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$

E：100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

F：D × $\frac{\text{離島人口} \times 5}{\text{当該都道府県の人口}}$

(h) (ハ)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ① (略)
- ②人口については、直近の推計人口（総務省）の値
- ③～⑥ (略)

(g) (略)

セ～タ (略)

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

医療機関が連携することにより、大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を促進する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(f) (略)

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることが望ましいこと。

(ウ) 指定後においても、臨床研修病院群を構成する関係施設、特に協力型臨床研修病院については、研修医の受入実績を十分に踏まえて臨床研修病院群の見直しを行っていくよう努めること。

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5 (2) の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ (削除) 第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

ニ(略)

(2)～(4) (略)

6 研修管理委員会等の要件

(略)

(1) (略)

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者（以下この項及び後述する17から19までにおいて「管理者」という。）は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

また、研修医に対して後述する17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

なお、管理者は、研修医が男女を問わずキャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有することができるよう、研修医が自らのキャリアパスを主体的に考える機会が得られるよう努めるとともに、出産育児等の支援体制の強化に向け、配偶者を含めた休暇取得等に対する研修院内の理解の向上を図ること。

(3) プログラム責任者

ア (略)

(7)～(ウ) (略)

(c) プログラム責任者は、研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していることが望ましいこと。

イ(略)

(4) (略)

7～16 (略)

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を長期にわたり休止すること、又は中止することをいうものであること。

(削除)

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、4 (2) の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを旨とする。

ニ(略)

(2)～(4) (略)

6 研修管理委員会等の要件

(略)

(1) (略)

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者（以下この項及び後述する17から19までにおいて「管理者」という。）は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

なお、研修医に対して後述する17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

(3) プログラム責任者

ア (略)

(7)～(ウ) (略)

イ(略)

(4) (略)

7～16 (略)

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じても、なお中断という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得できるよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管理

者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めることができるのは、以下のような正当な理由がある場合であること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、正当な理由がない場合、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地がある場合については中断を認めるものではないこと。

(7) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合

① (略)

② (略)

③ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

④ (略)

(4) 研修医から管理者に申し出た場合

① 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

② 研究、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合

③ その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(7) 研修管理委員会は、(削除) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(4) (略)

(9) 臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。また、臨床研修を再開する場所(同一の病院で研修を再開予定か、病院を変更して研修を再開予定か)についても併せて検討すること。なお、必要に応じて、それらの経緯や状況等の記録を残しておくこと。

中断という判断に至る場合には、当該研修医が納得する判断となるよう努めなければならないこと。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式11)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、(削除) 臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書(様式12)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(7)～(4) (略)

(2) (略)

18 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表(様式15)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

また、修了した研修医に医籍への登録の申請を行うよう励行すること。

(3) 臨床研修の未修了

者に申し出た場合」の2とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地があるものは認めるものではないこと。

(7) (略)

(4) (略)

(9) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(2) (略)

ウ 中断の手順

(7) 研修管理委員会は、臨床医としての適性を欠く場合等研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(4) (略)

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式11)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書(様式12)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(7)～(4) (略)

(2) (略)

18 臨床研修の修了

(1) (略)

(2) 臨床研修の修了認定

ア・イ (略)

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

(削除)

(削除) 未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式16)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導医1人当たりの研修医数や研修医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式17)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19~21 (略)

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が、前述5の(1)ス(ⅱ)によって算出された都道府県の募集定員の上限の値(削除)を超えない範囲内の調整であること。(削除)

イ (略)

(2)~(4) (略)

23・24 (略)

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当(時間外手当、当直手当等を除く。)が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成27年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 (略)

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当面の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。(削除)

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

(1)医師法第16条の第2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成2

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に未修了の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式15)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導医1人当たりの研修医数や研修医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式16)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19~21 (略)

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値(B)を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述5の(1)ス(ⅰ)によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計(C)が都道府県の募集定員の上限(B)の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ (略)

(2)~(4) (略)

23・24 (略)

25 研修医の給与について

研修医に決まって支払われる手当(時間外手当、当直手当等を除く。)が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。詳細は、平成23年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 (略)

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当面の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の3及び4については、平成26年3月31日までの取扱いとする。

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

医師法第16条の第2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成24

4年4月1日以降、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあっては、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができるものと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

(2) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合でも、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等を行い、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、指定の可否を判断するものであること。このため、これに該当する病院は、前述第2の4(1)アに定める期日の10ヶ月以上前に別に定める訪問調査の申込書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

(削除)

3 都道府県の募集定員の上限について

(1) 前述第2の5(1)ス(ウ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が研修医の募集を行う年度の前年度の当該都道府県内の研修医の受入実績よりも少ない場合には、前述第2の5(1)ス(ウ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績の数値(削除)とすること。ただし、この取扱いについては、平成27年3月31日までとすること。

(2) 前述第2の5(1)ス(ウ)に定める、「1.2」の数値(全国の研修希望者の推計値に乘じる数値)については、徐々に「1.1」とすることを基本とするが、毎年の実際の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案したうえで決定するものであること。なお、前述第2の5(1)ス(ウ)に定めるE、F、G及びH並びに(ウ)に定める都道府県調整率については、徐々に「1.1」とする中で、両者の関係を踏まえつつ決定していくものであること。

(3) 前述第2の5(1)ス(ウ)に定めるD2について、平成22年度より設定されている、大学の医学を履修する課程の入学定員の増員に伴う特定の地域医療への従事を条件とする地域枠のうち、他の都道府県の大学で養成されることとなる地域枠の数の取扱いについては、改めて検討するものであること。

第4 留意事項

今後、地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用にあたっては、その地域医療への従事要件等に十分配慮するよう努めること。

第5 検討規定

本通知の改正後5年以内に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

年4月1日以降、前述第2の5(1)オの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあっては、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができるものと認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

3 臨床研修病院の募集定員について

臨床研修病院の募集定員については、前述第2の5(1)スにかかわらず、前述第2の5(1)スと直近の年度の研修内定者の実績(前述第2の23により加算された募集定員に係る研修内定者の実績を除く。)のいずれかを超えない数値(前述第2の5(1)ア(ウ)により研修プログラムを設けた場合は、当該研修プログラムの定員分として4人を加算した数値)とすること。ただし、前述第2の22により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。

4 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の5(1)ス(ウ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述第2の5(1)ス(ウ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。

第4 検討規定

厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、前述第3の3及び4については廃止すること。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧	
様式1		様式1	
臨床研修病院指定申請書		臨床研修病院指定申請書	
(略)		(略)	
臨床研修病院指定申請書-2-		臨床研修病院指定申請書-2-	
(略)		(略)	
	※		※
9. (略)	(略)	9. (略)	(略)
10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください) ----- 1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (削除) 次に記入してください。 ----- 901. _____ 科 902. _____ 科 903. _____ 科 904. _____ 科	10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、標ぼう診療科以外の診療科を有する場合は「99.その他」欄に記入すること。	標ぼう診療科 (番号に○をつけてください) ----- 1. 内科 2. 心療内科 3. 精神科 4. 神経科(神経内科) 5. 呼吸器科 6. 消化器科(胃腸科) 7. 循環器科 8. アレルギー科 9. リウマチ科 10. 小児科 11. 外科 12. 整形外科 13. 形成外科 14. 美容外科 15. 脳神経外科 16. 呼吸器外科 17. 心臓血管外科 18. 小児外科 19. 皮膚泌尿器科(20. 皮膚科 21. 泌尿器科) 22. 性病科 23. こう門科 24. 産婦人科(25. 産科 26. 婦人科) 27. 眼科 28. 耳鼻いんこう科 29. 気管食道科 30. リハビリテーション科 31. 放射線科 99. その他 (標ぼう診療科以外は、次に記入してください) ----- 901. _____ 科 902. _____ 科 903. _____ 科 904. _____ 科
11. (略)	(略)	11. (略)	(略)
12. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。)(基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)	12. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。)(基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
13. (略)	(略)	13. (略)	(略)
14. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入)(基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)	14. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入)(基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
15~18. (略)	(略)	15~18. (略)	(略)

臨床研修病院指定申請書－ 3 －

(略)

19～22. (略)	(略)
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。	1・2 (略)
	3. 臨床心理技術者: 名(常勤: 名、非常勤: 名) 9 (略)
24. 協力型臨床研修病院としての研修実績 (基幹型記入)	* 別紙5に記入

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

(略)

	※	
25・26 (略)		(略)
27. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
28. 29 (略)		(略)

(略)

臨床研修病院指定申請書－ 3 －

(略)

19～22 (略)	(略)
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。	1・2 (略)
	3. 臨床心理技術者: 名(常勤: 名、非常勤: 名) 9 (略)
24. 協力型臨床研修病院としての研修実績 (基幹型記入)	受入研修医数 研修期間 基幹型臨床研修病院名 ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () 合計月数 ()月

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

(略)

	※	
25・26 (略)		(略)
27. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
28. 29 (略)		(略)

(略)

別紙1 (略)

7. 病院群の構成等
(略)

別表

(削除)	基幹型病院				協力型病院				臨床研修協力施設				研修プログラム			
	所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	(略)	(略)

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

- ※ (略)
- ※ (削除)
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ (略)

別紙1 (略)

7. 病院群の構成等
(略)

別表

基幹型 病院所 在都道 府県	基幹型病院		協力型病院		臨床研修協力施設		研修プログラム			
	名称	新規	追加・削除	名称	新規	追加・削除	名称	新規	(略)	(略)

- ※ (略)
- ※ 「基幹型病院所在都道府県」欄には、基幹型病院の所在する都道府県名を記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の名称をそれぞれの「名称」欄に記入した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力施設となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修協力施設を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ (略)

1 3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内科	救急部門	外科	麻酔科(部門)	小児科	産婦人科	精神科	病院で定め		その他の研		合計
								た必修科目		修を行う診		
								の診療科		療科		
						又は						
						産科	婦人科					
年間入院患者実数 () 内は救急件数又は分娩 件数												
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 () 内は年間外来診療日数												
平均在院日数												
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指 導医)数)												

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定め必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、様紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11. の救急医療の実績の前年度の件数及び15. の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

※ 基幹型臨床研修病院指定申請においては、内科及び救急部門に係る患者の症例リストを添付すること。(様式任意)

1 3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内科	外科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を 行う診療科			合計
						産科	婦人科					
年間入院患者実数 () 内は救急件数又は 分娩件数												
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 () 内は年間外来診療 日数												
平均在院日数												
常勤医師数 (うち臨床研修指導 医(指導医)数)												

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、様紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11. の救急医療の実績の前年度の件数及び15. の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

25. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1~4 (略)	(略)	(略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要であるが、 <u>地域医療との関係等に配慮しつつ、1年以上行うことが望ましい。</u> 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。ただし、へき地・離島診療所等の 研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目が選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙4

(No.)

27. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							(削除)	(削除)		

(略)

※ 「担当分野」欄には、様式1別紙3の臨床研修を行う分野及び病棟（CPC）を記入すること。

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること）。

- *研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者
- *臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年（8.4月）以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

25. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1~4 (略)	(略)	(略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。た だし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目が選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙4

(No.)

27. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							番号	年月日		

(略)

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること）。

- *研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者
- *臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有

※ (略)

する者
※ (略)

24. 協力型臨床研修病院としての研修実績

別紙5

病院施設番号: _____ 臨床研修病院の名称: _____

平成〇〇年度

基幹型臨床研修病院名	研修医の氏名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
	及び年次		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
合 計															

平成〇〇年度

基幹型臨床研修病院名	研修医の氏名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
	及び年次		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
合 計															

※平成16年度以降に、協力型病院として研修医を受入れた数等を年度別に、研修医ごとに記入すること。(受入実績のない年度については作成不要)

(副) プログラム責任者履歴書

様式2

(略)

(略)		
主な履歴・教育歴※	(略)	
指導医講習会などの受講歴 ※		
「プログラム責任者養成講習会」の受講歴※		
主な臨床経験及び業績 (臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など) ※	(略)	
(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)
所属学会名		

(略)

様式3 (略)

(副) プログラム責任者履歴書

様式2

(略)

(略)		
主な履歴・教育歴※	(略)	
指導医講習会などの受講歴 ※		
主な臨床経験及び業績 (臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など) ※	(略)	
学位の有無	取得年月日	審査大学名:
		主論文の題名:
所属学会名		

(略)

様式3 (略)

臨床研修協力施設概況表－ 1 －

様式4

(略)

(略)			
1～7 (略)			
		※	
8. 診療科名 (医療機関のみ) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する診療科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)	
		1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (削除) 次に記入してください)	
	901	科	902
	903	科	904
	905	科	906
	907	科	908
	909	科	910

臨床研修協力施設概況表－ 1 －

様式4

(略)

(略)			
1～7 (略)			
		※	
8. 診療科名 (医療機関のみ) 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、標ぼう診療科以外の診療科を有する場合は「99.その他」欄に記入すること。		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)	
		1. 内科 2. 心療内科 3. 精神科 4. 神経科 (神経内科) 5. 呼吸器科 6. 消化器科 (胃腸科) 7. 循環器科 8. アレルギー科 9. リウマチ科 10. 小児科 11. 外科 12. 整形外科 13. 形成外科 14. 美容外科 15. 脳神経外科 16. 呼吸器外科 17. 心臓血管外科 18. 小児外科 19. 皮膚泌尿器科 (20. 皮膚科 21. 泌尿器科) 22. 性病科 23. こう門科 24. 産婦人科 (25. 産科 26. 婦人科) 27. 眼科 28. 耳鼻いんこう科 29. 気管食道科 30. リハビリテーション科 31. 放射線科 99. その他 (標ぼう診療科以外は、次に記入してください。)	
	901	科	902
	903	科	904
	905	科	906
	907	科	908
	909	科	910

臨床研修協力施設概況表－２－

(略)

9 (略)	(略)
10. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (医療機関のみ)	1.一般：_____床、2.精神：_____床、3.感染症：_____床 4.結核：_____床、5.療養：_____床、(削除)
11. 診療科ごとの入院患者・外来患者・研修医の数 (医療機関のみ)	(略)
12. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (医療機関のみ)	1.一般：_____日、2.精神：_____日、3.感染症：_____日、 4.結核：_____日、5.療養：_____日、(削除)
13～16 (略)	(略)
17. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 作業療法士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 臨床心理技術者： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- その他の精神科技術職員： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名)

(略)

臨床研修協力施設概況表－２－

(略)

9 (略)	(略)
10. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (医療機関のみ)	1.一般：_____床、2.精神：_____床、3.感染症：_____床 4.結核：_____床、5.療養：_____床、9.その他：_____床
11. 診療科ごとの入院患者・外来患者・研修医の数 (医療機関のみ)	(略)
12. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (医療機関のみ)	1.一般：_____日、2.精神：_____日、3.感染症：_____日、 4.結核：_____日、5.療養：_____日、9.その他：_____日
13～16 (略)	(略)
17. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入してください。	精神保健福祉士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 作業療法士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- 臨床心理技術士： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名) ----- その他の精神科技術職員： _____名(常勤： _____名、非常勤： _____名)

(略)

1 1. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部門)	小児科	産婦人科	又は		精 神 科	病院で定めた必修科目の診療科		その他の研修を行う診療科	
							産科	婦人科					
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数													
年間新外来患者数													
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数													
平均在院日数													
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)													

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、様紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式5(略)

1 1. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科				
						産科	婦人科						
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数													
年間新外来患者数													
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数													
平均在院日数													
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)													

※ 「年間入院患者実数」とは、申請年度の前々年度の繰越患者数に申請年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、申請年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、様紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、11.の救急医療の実績の前年度の件数及び15.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式5(略)

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制 (削除)

様式6

(略)

医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
医療機器の共同利用	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
合同臨床病理検討会の開催	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)
その他の診療及び臨床研修についての連携	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)

※記入しないこと

(削除)

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制-1-

様式6

(略)

	名称	二次医療圏の名称
基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の名称	〇〇〇	
協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の名称及び内院施設番号	〇〇〇	
既に番号を取得している協力型臨床研修病院については病院施設番号を記入してください。	(病院施設番号: 〇〇〇) (略) (略) (略)	
医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	

臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制-2-

(略)

様式7 (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書 (削除)

様式8

(略)

1. 基幹型臨床研修病院 2. 協力型臨床研修病院 (報告又は届出を行う臨床研修病院の型の番号に○をつけてください。)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの (不足する項目は適宜加筆すること) 等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から2.5までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号2.6から3.5までについても記入してください。

(略)

様式7 (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-

様式8

(略)

1. 基幹型臨床研修病院 2. 協力型臨床研修病院 (報告又は届出を行う臨床研修病院の型の番号に○をつけてください。)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの (不足する項目は適宜加筆すること) 等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から2.4までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号2.5から3.3までについても記入してください。

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-2-

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
11. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)
12 (略)		(略)
13. 病床の種類ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)
14~17 (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-4-

(略)

項目 23 までについては、報告時に必ず記入してください。	※	
24. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. 臨床心理技術者: _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名) 9 (略)
25. 第三者評価の受審状況 (基幹型記入)		1. 有 (評価実施機関名: _____ (_____ 年 月 日)) 0. 無 有を選択した場合には、評価実施機関名及び直近の受審日を記入してください。
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
26.~28. (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-2-

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
11. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
12 (略)		(略)
13. 病床の種類ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
14~17 (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-4-

(略)

項目 24 については、報告時に必ず記入してください。	※	
24. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. 臨床心理技術士: _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名) 9 (略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
25.~27. (略)		(略)

(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-5-

(略)

29. 研修プログラムの名称及び概要 (基幹型記入)	(略)
30. (略)	(略)
31. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。	(略)
32. ~35. (略)	(略)

(略)

別紙1
(No.)

6. 研修管理委員会の構成員の氏名及び開催回数(平成 年度開催回数 回)
(略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-5-

(略)

28. 研修プログラムの概要 (基幹型記入)	(略)
29. (略)	(略)
30. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。	(略)
31. ~34. (略)	(略)

(略)

別紙1
(No.)

6. 研修管理委員会(平成 年度開催回数 回)
(略)

12. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数
(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部)	小児科	産婦人科		精神科	病院で定めた 必修科目の診 療科				その他の研修 を行う診療科				合 計		
						又 は	産 科		婦 人 科										
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数																			
年間新外来患者数																			
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																			
平均在院日数																			
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導 医)数)																			

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、統紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、10.の救急医療の実績の前年度の件数及び14.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

※基幹型臨床研修病院においては、内科及び救急部門に係る患者の症例リストを添付すること。(様式任意)

(略)

12. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数
(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	又は		精神科	その他の研修を行う診 療科				合 計							
					産 科	婦 人 科													
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は 分娩件数																			
年間新外来患者数																			
1日平均外来患 ()内は年間外来診療 日数																			
平均在院日数																			
常勤医師数 (うち臨床研修指導医 (指導医)数)																			

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、統紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、9.の救急医療の実績の前年度の件数及び13.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

(略)

29. 研修プログラムの名称及び概要

別紙3

(略)

1~4 (略)	(略)		
5. (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。
 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要であるが、地域医療との関係等に配慮しつつ、1年以上行うことが望ましい。
 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。
 ただし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。
 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

(No.)別紙4

31. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等

(略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							(削除)	(削除)		

※ 「担当分野」欄には、様式8別紙3の臨床研修を行う分野及び病理(CPC)を記入すること。

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医(指導医)については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること(プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること)。

- *研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者
- *臨床研修指導医(指導医)・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年(84月)以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

別紙5(略)

28. 研修プログラムの名称及び概要

別紙3

(略)

1~4 (略)	(略)		
5. (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考：選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。
 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低〇か月 ※最低8か月以上必要
 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大〇か月 ※合計3か月以内であること。
 ただし、へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。
 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約〇〇回

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

(No.)別紙4

30. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等

(略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							番号	年月日		

- ※ (略)
- ※ (略)
- ※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医(指導医)については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること(プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること)。

- *研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者
- *臨床研修指導医(指導医)・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

別紙5(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－1－

- ・(略)
- ・項目番号1から15までについては、年次報告において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号16から18についても記入してください。

1～7 (略)		(略)
8. 救急医療の 提供の実績 (医療機関の み)	(略) 診療時間外の勤務体制 指導を行う者の氏名等 救急医療を提供してい る診療科	(略) (略) * 臨床研修病院年次報告書の別紙4に記入 (略)
9. (略)		(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－2－

(略)

10～12 (略)		
13. 研修医のため の宿舎及び研修 医室の有無 (医療機関のみ)	(略)	(略)
14. (略)	(略)	(略)
15. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療 要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入して ください。	精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 臨床心理技術者： 名(常勤： 名、非常勤： 名) その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)	

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－1－

- ・(略)
- ・項目番号1から17までについては、年次報告において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号18から19についても記入してください。

1～7 (略)		(略)
8. 救急医療の 提供の実績 (医療機関の み)	(略) 診療時間外の勤務体制 指導を行う者の氏名等 救急医療を提供して いる診療科	(略) (略) * 臨床研修病院年次報告書の別紙3に記入 (略)
9. (略)		(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－2－

(略)

10～12 (略)		
13. 研修医のため の宿舎及び研修 医室の有無 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)
14. (略)	(略)	(略)
16. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療 要員の配置状況 精神科の研修を行う施設については記入して ください。	精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 臨床心理技術士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)	

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－3－

(略)

項目 16 については、報告時に必ず記入してください。	※	
16. 研修プログラムの名称 プログラム番号は、既にプログラム番号を取得されている場合に記入してください。		(略)
研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
17. 研修医の指導を行う者の氏名等 臨床研修協力施設に所属する研修医の指導を行う者の氏名等は、基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙4に記入してください。		* 基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙4に記入
18. (略)		(略)

(略)

年次報告書・臨床研修協力施設概況表－3－

(略)

項目 17 については、報告時に必ず記入してください。	※	
17. 研修プログラムの名称 プログラム番号は、既にプログラム番号を取得されている場合に記入してください。		(略)
研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
18. 研修医の指導を行う者の氏名等 臨床研修協力施設に所属する研修医の指導を行う者の氏名等は、基幹型臨床研修病院の年次報告書の別紙1に記入してください。		* 臨床研修病院年次報告書の別紙4に記入
19. (略)		(略)

(略)

9. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内科	救急部門	外科	麻酔科(部門)	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定めた必修 科目の診療科			その他の研修 を行う診療科			
							産科	婦人科								
年間入院患者実数																
0 内は救急件数又は分娩件数																
年間新外来患者数																
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																
平均在院日数																
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、8.の救急医療の実績の前年度の件数及び11.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式10.11(略)

9. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内科	外科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を行う診療 科							
						産科	婦人科									
年間入院患者実数																
0 内は救急件数又は分娩件数																
年間新外来患者数																
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数																
平均在院日数																
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、8.の救急医療の実績の前年度の件数及び11.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

様式10.11(略)

臨床研修中断報告書

様式12

研修医の氏名		性別	生年月日	昭和 平成	年月日
		男女			
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年	月 日
出身大学		卒業年			
中断を認めた理由： ※中断を認めた理由について通知本文の以下の規定のうち該当する〔 〕内の番号を○で囲むこと 通知本文第2の17(1)イ(7)〔①・②・③・④〕 (4)〔①・②・③〕					
中断までの経緯：					
中断後の進路（見込のときは、「見込」と記入すること）：					
今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムの名称（あれば）					

(略)

臨床研修中断報告書

様式12

研修医の氏名		性別	生年月日	昭和 平成	年月日
		男女			
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成	年	月 日
出身大学		卒業年			
中断までの経緯：					
中断後の進路（見込のときは、「見込」と記入すること）：					
今回中断したプログラム以前に中断した研修プログラムの名称（あれば）					

(略)

臨床研修の再開(の受け入れ)に係る履修計画表

ふりがな 研修医の氏名	性別	昭和	
		年	月 日
	男女	生年月日	平成
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成 年 月 日
中断した臨床研修を行った病院の名称及び所在する都道府県	(名称)	(所在都道府県)	
中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称			
臨床研修の再開後に履修する研修プログラムの名称			
研修再開年月日	平成 年 月 日	研修終了予定年月日	平成 年 月 日
研修再開(受け入れ)時までの休止期間(中断した病院における休止期間を含む) ※病院において定める休日を除いた全ての休止期間を記載すること。	日		
臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設(研修分野ごとの研修期間) ※再開後、修了まで必要となる研修分野の履修計画を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間 年 月～ 年 月(月)

(略)

臨床研修の再開の受け入れに係る履修計画表

ふりがな 研修医の氏名	性別	昭和	
		年	月 日
	男女	生年月日	平成
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成 年 月 日
中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称			中断した臨床研修を行った病院が所在する都道府県
臨床研修の再開を受け入れる研修プログラムの名称			
研修再開年月日	平成 年 月 日	研修終了予定年月日	平成 年 月 日
研修再開受け入れ時までの休止期間(中断した病院における休止期間を含む)	日		
臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設(研修分野ごとの研修期間) ※再開後、修了まで必要となる研修分野の履修計画を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間 年 月～ 年 月(月)

(略)

様式15

臨床研修修了者一覧表

病院施設 番号		基幹型臨床研修病院 (基幹型相当大学病院) の名称	
------------	--	---------------------------------	--

	研修プログラム 番号	研修医の氏名	生年月日	医籍登録番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式16・様式17 (略)

様式15・様式16 (略)

新	旧
<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>II 経験目標</p> <p>A 経験すべき診察法・検査・手技</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本的な臨床検査 (略)</p> <p>1)～9) (略)</p> <p>10) 呼吸機能検査 ・スパイロメトリー</p> <p>11)～20) (略) (略)</p> <p>(4) 基本的手技 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 人工呼吸を実施できる。(バッグ・バルブ・マスクによる徒手換気を含む。)</p> <p>3) 胸骨圧迫を実施できる。</p> <p>4)～19) (略) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患 B①貧血(鉄欠乏性貧血、二次性貧血) ②～④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 消化器系疾患 ①・② (略)</p> <p>③胆嚢・胆管疾患(胆石症、胆嚢炎、胆管炎)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8) 腎・尿路系(体液・電解質バランスを含む。)疾患 ①～③ (略)</p> <p>B④泌尿器科の腎・尿路疾患(尿路結石症、尿路感染症)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 精神・神経系疾患 ①～④ (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">臨床研修の到達目標</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>II 経験目標</p> <p>A 経験すべき診察法・検査・手技</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本的な臨床検査 (略)</p> <p>1)～9) (略)</p> <p>10) 肺機能検査 ・スパイロメトリー</p> <p>11)～20) (略) (略)</p> <p>(4) 基本的手技 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 人工呼吸を実施できる。(バッグマスクによる徒手換気を含む。)</p> <p>3) 心マッサージを実施できる。</p> <p>4)～19) (略) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>B 経験すべき症状・病態・疾患 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 経験が求められる疾患・病態 (略)</p> <p>(1) 血液・造血器・リンパ網内系疾患 B①貧血(鉄欠乏性貧血、二次性貧血) ②～④ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 消化器系疾患 ①・② (略)</p> <p>③胆嚢・胆管疾患(胆石、胆嚢炎、胆管炎)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8) 腎・尿路系(体液・電解質バランスを含む。)疾患 ①～③ (略)</p> <p>B④泌尿器科の腎・尿路疾患(尿路結石、尿路感染症)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 精神・神経系疾患 ①～④ (略)</p>

A⑤統合失調症(削除)

⑥不安障害(パニック障害)

⑦(略)

(14)(略)

(15)免疫・アレルギー疾患

①(略)

B②(削除)関節リウマチ

③(略)

(16)～(18)(略)

C 特定の医療現場の経験

(略)

(1)救急医療

(略)

1)～3)(略)

4)二次救命処置(ACLS=Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理を含む。)ができ、一次救命処置(BLS=Basic Life Support)を指導できる。

※ACLSは、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLSには、気道確保、胸骨圧迫、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。

5)～7)(略)

(略)

(2)～(7)(略)

A⑤統合失調症(精神分裂病)

⑥不安障害(パニック症候群)

⑦(略)

(14)(略)

(15)免疫・アレルギー疾患

①(略)

B②慢性関節リウマチ

③(略)

(16)～(18)(略)

C 特定の医療現場の経験

(略)

(1)救急医療

(略)

1)～3)(略)

4)二次救命処置(ACLS=Advanced Cardiovascular Life Support、呼吸・循環管理を含む。)ができ、一次救命処置(BLS=Basic Life Support)を指導できる。

※ACLSは、バッグ・バルブ・マスク等を使う心肺蘇生法や除細動、気管挿管、薬剤投与等の一定のガイドラインに基づく救命処置を含み、BLSには、気道確保、心臓マッサージ、人工呼吸等機器を使用しない処置が含まれる。

5)～7)(略)

(略)

(2)～(7)(略)

医政発第 0728001 号

平成 15 年 7 月 28 日

(一部改正 平成 17 年 2 月 8 日

平成 19 年 3 月 30 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成 22 年 4 月 14 日

平成 23 年 3 月 24 日

平成 26 年 3 月 31 日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。）により通知したところであるが、大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例については、下記のとおりとするので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。

なお、各国公私立医科大学(医学部)附属病院長に対しては、別途「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号。以下「依頼通知」という。）により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。

1 「基幹型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するものをいうものであること。

2 「協力型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型相当大学病院でないものをいうものであること。

第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の申請

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該病院の研修医名簿（施行通知の様式3）

エ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）

オ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設

者に送付するようお願いしていること。

- (4) 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修病院に関する指定申請書及び添付書類とを一括して当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請

- (1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

- (2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）

エ 共同して臨床研修を行うこととなる基幹型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

オ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

- (3) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成するようお願いしていること。

- (4) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。

- (5) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行

うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の(2)アからカまでの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の基準

- 1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の基準
協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する施行通知の5(1)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。
- 2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の基準
基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する施行通知の5(2)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。
また、この場合において、併せて協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとするときは、当該協力型相当大学病院を協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。

第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出

- 1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の変更の届出
 - (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（クに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、クに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
 - ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - イ 管理者の氏名
 - ウ 名称
 - エ 診療科名
 - オ プログラム責任者
 - カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)クに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、速やかに当該臨床研修変更届出書又は当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからキまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知

の様式7)をもって、また、クからコまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書(様式4)をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、基幹型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書(様式4)が当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、コに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書(様式4)が基幹型相当大学病院の管理者を経由して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。

また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

さらに、協力型臨床研修病院においては、アからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談すること。

ア 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 基幹型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該協力型相当

大学病院に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 診療科名
- (オ) プログラム責任者
- (カ) 研修医の処遇に関する事項

コ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 研修医の処遇に関する事項
- (オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしていること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の

届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア 変更又は新設に係る研修プログラム(研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム)

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。)

ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)

エ 協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)

オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあっては、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書(様式3)

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する研修プログラム変更・新設届出書とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研

研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を、共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

- ア 変更又は新設に係る研修プログラム(研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム)
 - イ 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。)
 - ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)
 - エ 基幹型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)
 - オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあつては、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書(様式3)
- (2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはなら

ないこと。

- 4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められること。この場合において、臨床研修病院の開設者は、速やかに、1又は2の届出を行わなければならないこと。また、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしていること。

第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の年次報告

- (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。
- (2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。
- (3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する年次報告書とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告

- (1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、基幹型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、基幹型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

- (2) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成するようお願いしていること。
- (3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。
- (4) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供

大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しても、依頼通知により、当該病院において行われている臨床研修に関して厚生労働省への情報提供を行うようお願いしていること。

第8 文部科学省との連携

基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>医政発第 0728001 号 平成 15 年 7 月 28 日 (一部改正 平成 17 年 2 月 8 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 20 年 3 月 26 日 平成 21 年 6 月 16 日 平成 22 年 4 月 14 日 平成 23 年 3 月 24 日 <u>平成 26 年 3 月 31 日</u>)</p>	<p>医政発第 0728001 号 平成 15 年 7 月 28 日 (一部改正 平成 17 年 2 月 8 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 20 年 3 月 26 日 平成 21 年 6 月 16 日 平成 22 年 4 月 14 日 平成 23 年 3 月 24 日)</p>
<p>各都道府県知事 殿</p>	<p>各都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省医政局長</p>	<p>厚生労働省医政局長</p>
<p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について (略)</p>	<p>大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について (略)</p>
<p>第 1 用語の定義 本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。 1 「基幹型相当大学病院」 大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>全体的な管理・責任を有するもの</u>をいうものであること。 2 (略) 第 2～第 8 (略)</p>	<p>第 1 用語の定義 本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。 1 「基幹型相当大学病院」 大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の<u>管理を行うもの</u>をいうものであること。 2 (略) 第 2～第 8 (略)</p>

「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧																																			
様式 1	様式 1																																			
臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制 (削除) (略)	臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制-1- (略)																																			
<table border="1"> <tr> <td>医師の往来の有無</td> <td>1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)</td> </tr> <tr> <td>医療機器の共同利用</td> <td>1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)</td> </tr> <tr> <td>合同臨床病理検討会の開催</td> <td>1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)</td> </tr> <tr> <td>その他の診療及び臨床研修についての連携</td> <td>1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)</td> </tr> </table>	医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	医療機器の共同利用	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	合同臨床病理検討会の開催	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	その他の診療及び臨床研修についての連携	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>二次医療圏の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (基幹型相当大学病院) の名称</td> <td>ナカナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (協力型相当大学病院) の名称及び病院施設番号</td> <td>ナカナ (病院施設番号:)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既に番号を取得している協力型臨床研修病院 (協力型相当大学病院) については病院施設番号を記入してください。</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師の往来の有無</td> <td colspan="2">1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	二次医療圏の名称	基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (基幹型相当大学病院) の名称	ナカナ		協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (協力型相当大学病院) の名称及び病院施設番号	ナカナ (病院施設番号:)		既に番号を取得している協力型臨床研修病院 (協力型相当大学病院) については病院施設番号を記入してください。	(略)			(略)			(略)			(略)			(略)		医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)	
医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)																																			
医療機器の共同利用	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)																																			
合同臨床病理検討会の開催	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)																																			
その他の診療及び臨床研修についての連携	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)																																			
	名称	二次医療圏の名称																																		
基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (基幹型相当大学病院) の名称	ナカナ																																			
協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院 (協力型相当大学病院) の名称及び病院施設番号	ナカナ (病院施設番号:)																																			
既に番号を取得している協力型臨床研修病院 (協力型相当大学病院) については病院施設番号を記入してください。	(略)																																			
	(略)																																			
	(略)																																			
	(略)																																			
	(略)																																			
医師の往来の有無	1. 有 0. 無 (いずれかに○をつけてください。有に○をつけた場合には、以下に具体的な内容を記入してください。)																																			
<p>*記入しないこと</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">大学病院概況表 - 1 - (略)</p> <p style="text-align: center;">大学病院概況表 - 2 -</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. (略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10. 診療科名</td> <td></td> <td>標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)</td> </tr> </table>		※		9. (略)		(略)	10. 診療科名		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)	<p style="text-align: center;">臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制-2-</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">様式 2</p> <p style="text-align: center;">大学病院概況表 - 1 - (略)</p> <p style="text-align: center;">大学病院概況表 - 2 -</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. (略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10. 診療科名</td> <td></td> <td>標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)</td> </tr> </table>		※		9. (略)		(略)	10. 診療科名		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)																	
	※																																			
9. (略)		(略)																																		
10. 診療科名		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)																																		
	※																																			
9. (略)		(略)																																		
10. 診療科名		標ぼう診療科 (番号に○をつけてください。)																																		

(基幹型・協力型記入) 当該大学病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する診療科がない場合は「99.その他」欄に記入すること。	1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心療内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (削除) 次に記入してください。
	901 科 902 科 903 科 904 科
1 1. (略)	(略)
1 2. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)
1 3. (略)	(略)
1 4. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)
1 5～1 8. (略) (基幹型・協力型記入)	(略)

大学病院概況表 - 3 -

(略)

1 9～2 2. (略)	(略)
2 3. 精神保健福祉士、作業療法士その他 診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入)	1・2 (略) 3. 臨床心理技術者: _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名)

(基幹型・協力型記入) 当該大学病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、標ぼう診療科以外の診療科を有する場合は「99.その他」欄に記入すること。	1. 内科 2. 心療内科 3. 精神科 4. 神経科 (神経内科) 5. 呼吸器科 6. 消化器科 (胃腸科) 7. 循環器科 8. アレルギー科 9. リウマチ科 10. 小児科 11. 外科 12. 整形外科 13. 形成外科 14. 美容外科 15. 脳神経外科 16. 呼吸器外科 17. 心臓血管外科 18. 小児外科 19. 皮膚泌尿器科 (20. 皮膚科 21. 泌尿器科) 22. 性病科 23. こう門科 24. 産婦人科 (25. 産科 26. 婦人科) 27. 眼科 28. 耳鼻いんこう科 29. 気管食道科 30. リハビリテーション科 31. 放射線科 99. その他 (標ぼう診療科以外は、次に記入してください。)
	901 科 902 科 903 科 904 科
1 1. (略)	(略)
1 2. 医療法上の許可病床数 (歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
1 3. (略)	(略)
1 4. 病床の種別ごとの平均在院日数 (小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)	1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
1 5～1 8. (略) (基幹型・協力型記入)	(略)

大学病院概況表 - 3 -

(略)

1 9～2 2. (略)	(略)
2 3. 精神保健福祉士、作業療法士その他 診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入)	1・2 (略) 3. 臨床心理技術士: _____ 名 (常勤: _____ 名、非常勤: _____ 名)

精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。

9 (略)

大学病院概況表 - 4 -

(略)

	※	
24・25 (略)		(略)
26. 臨床研修指導医 (指導医) 等の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院 (協力型相当大学病院) に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
27・28 (略)		(略)

(略)

別紙1 (略)

7. 病院群の構成等

(略)

別表

(削除)	基幹型病院				協力型病院				臨床研修協力施設				研修プログラム	
	所在	名称	新規	追加	所在	名称	新規	追加	所在	名称	新規	追加	(略)	(略)

精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。

9 (略)

大学病院概況表 - 4 -

(略)

	※	
24・25 (略)		(略)
26. 臨床研修指導医 (指導医) の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院 (協力型相当大学病院) 及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。		(略)
27・28 (略)		(略)

(略)

別紙1 (略)

7. 病院群の構成等

(略)

別表

基幹型病院 所在都道府	基幹型病院		協力型病院		臨床研修協力施設		研修プログラム	
	名称	新規	追加・削	名称	新規	追加・削除	名称	新規

2 4. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)
(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・○つの診療科の中から○つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低○か月 ※最低 8 か月以上必要であるが、 地域医療との関係等に配慮しつつ、1 年以上行うことが望ましい。 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大○か月 ※合計 3 か月以内であること。ただし、 へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2 年間を通じての救急部門の研修とみならず休日・夜間の当直回数・・・約○○回	

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙 4

(No.)

2 6. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							(削除)	(削除)		

※ 「担当分野」欄には、様式 2 別紙 3 の臨床研修を行う分野及び病理 (CPC) を記入すること。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

* 研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

* 臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7 年（8 4 月）以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

様式 3・4 (略)

2 4. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)
(略)	(略)
備考：選択必修科目・・・○つの診療科の中から○つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低○か月 ※最低 8 か月以上必要 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大○か月 ※合計 3 か月以内であること。ただし、 へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2 年間を通じての救急部門の研修とみならず休日・夜間の当直回数・・・約○○回	

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

(略)

別紙 4

(No.)

2 6. 臨床研修指導医（指導医）等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有：○ 無：×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医（指導医）については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

* 研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

* 臨床研修指導医（指導医）・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7 年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

様式 3・4 (略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 1 －

平成 年 月 日

1. 基幹型相当大学病院 2. 協力型相当大学病院（大学病院の型の番号に○をつけてください。）

1. 研修プログラムの変更、2. 研修プログラムの新設（研修プログラムを変更する場合には1に、研修プログラムを新設する場合には2に○をつけてください。）

- ・大学病院概況表（変更等記載用）－ 1 －から－ 5 －まで及び別紙 1 については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの（不足する項目は適宜加筆すること）等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。
- ・項目番号 1 から 2 5 までについては、年次情報提供において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号 2 6 から 3 5 までについても記入してください。

(略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 2 －

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
11. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、(削除)
12 (略)		(略)
13. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、(削除)
14～17 (略)		(略)

(略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 1 －

平成 年 月 日

1. 基幹型相当大学病院 2. 協力型相当大学病院（大学病院の型の番号に○をつけてください。）

1. 研修プログラムの変更、2. 研修プログラムの新設（研修プログラムを変更する場合には1に、研修プログラムを新設する場合には2に○をつけてください。）

- ・大学病院概況表（変更等記載用）－ 1 －から－ 5 －まで及び別紙 1 については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの（不足する項目は適宜加筆すること）等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。
- ・項目番号 1 から 2 4 までについては、年次情報提供において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号 2 5 から 3 3 までについても記入してください。

(略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 2 －

(略)

	※	
9・10 (略)		(略)
11. 医療法上の許可病床数(歯科の病床数を除く。) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 床、2. 精神: _____ 床、3. 感染症: _____ 床 4. 結核: _____ 床、5. 療養: _____ 床、9. その他: _____ 床
12 (略)		(略)
13. 病床の種別ごとの平均在院日数(小数第二位四捨五入) (基幹型・協力型記入)		1. 一般: _____ 日、2. 精神: _____ 日、3. 感染症: _____ 日 4. 結核: _____ 日、5. 療養: _____ 日、9. その他: _____ 日
14～17 (略)		(略)

(略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 4 －

(略)

項目 25 までについては、情報提供時に必ず記入してください。	※	
24. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. 臨床心理技術者: 名(常勤: 名、非常勤: 名) 9 (略)
25. 第三者評価の受審状況 (基幹型記入)		1. 有 (評価実施機関名: (年 月 日)) 0. 無 有を選択した場合には、評価実施機関名及び直近の受審日を記入してください。
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
26.～28. (略)		(略)
29. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医等(協力型臨床研修病院(協力型相当大学病院)に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。		* 別紙3に記入

大学病院概況表（変更等記載用）－ 5 －

(略)

30.～35. (略)		(略)
-------------	--	-----

(略)

大学病院概況表（変更等記載用）－ 4 －

(略)

項目 24 までについては、情報提供時に必ず記入してください。	※	
24. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。		1・2 (略) 3. 臨床心理技術士: 名(常勤: 名、非常勤: 名) 9 (略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		
25.～27. (略)		(略)
28. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等 (基幹型記入) すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院(協力型相当大学病院)及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修指導医を含む。)について氏名等を記入してください。		* 別紙3に記入

大学病院概況表（変更等記載用）－ 5 －

(略)

29.～34. (略)		(略)
-------------	--	-----

(略)

加)又は「削除」を記入すること。

※ (略)

別紙2

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	救急部門	外 科	麻酔科(部門)	小児科	産婦人科	又は		精神科	病院で定め た必修科目 の診療科		その他の研 修を行う診 療科		合 計
							産科	婦人科						
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数														
年間新外来患者数														
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数														
平均在院日数														
常勤医師数 (うち臨床研修指導医 (指導医)数)														

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「病院で定めた必修科目の診療科」欄等が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、10.の救急医療の実績の前年度の件数及び14.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修

※ (略)

別紙2

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

(略)

区 分	内 科	外 科	救急部門	小児科	産婦人科	又は		精神科	その他の研修を行う 診療科			合 計
						産科	婦人科					
年間入院患者実数 ()内は救急件数又は分娩件数												
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 ()内は年間外来診療日数												
平均在院日数												
常勤医師数 (うち臨床研修指導医(指導医)数)												

※ 「年間入院患者実数」とは、当該年度の前々年度の繰越患者数に当該年度の前年度中における新入院患者数を加えた数とすること。「年間新外来患者数」とは、当該年度の前年度中に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とすること。「1日平均外来患者数」とは、年間外来患者延数÷年間外来診療日数による数(小数第二位を四捨五入)とすること。「その他の研修を行う診療科」欄が足りない場合には、続紙(様式自由)に記載し添付すること。「救急件数」及び「分娩件数」とは、9.の救急医療の実績の前年度の件数及び13.の正常分娩件数と異常分娩件数の合計とすること。

※ 「内科」とは、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科等を含めた広義の内科のうち基本研修科目

科目の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

※基幹型相当大学病院においては、内科及び救急部門に係る患者の症例リストを添付すること。(様式任意)

(略)

別紙3

(No.)

28. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	(削除)		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							(削除)	(削除)		

※「担当分野」欄には、様式5別紙3の臨床研修を行う分野及び病理(CPC)を記入すること。

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医(指導医)については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること(プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。)

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*臨床研修指導医(指導医)・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年(84月)以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

29. 研修プログラムの名称及び概要 (略)

別紙4

(略)

1~4 (略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
備考: 選択必修科目・・・○つの診療科の中から○つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低○か月 ※最低8か月以上必要であるが、 地域医療との関係等に配慮しつつ、1年以上行うことが望ましい。 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大○か月 ※合計3か月以内であること。ただし、 へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約○○回	

の内科分野の研修を行う診療科であり、「外科」とは、心臓血管外科、呼吸器外科、脳外科等を含めた広義の外科のうち基本研修科目の外科分野の研修を行う診療科であること。

(略)

別紙3

(No.)

28. 臨床研修指導医(指導医)等の氏名等 (略)

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 臨床研修指導医(指導医)
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び臨床研修指導医(指導医)については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること(プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。)

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*臨床研修指導医(指導医)・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

29. 研修プログラムの名称及び概要 (略)

別紙4

(略)

1~4 (略)	(略)
5. 臨床研修を行う分野	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
備考: 選択必修科目・・・○つの診療科の中から○つ以上を必ず選択 基幹型臨床研修病院での研修期間・・・最低○か月 ※最低8か月以上必要 臨床研修協力施設での研修期間・・・最大○か月 ※合計3か月以内であること。ただし、 へき地・離島診療所等の研修期間が含まれる場合はこの限りでない。 2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約○○回	

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科については病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設
け、記入すること。

(略)

別紙5(略)

記入すること。

(略)

別紙5(略)

医政発第 0728002 号

平成 15 年 7 月 28 日

(一部改正) 平成 17 年 2 月 8 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成 22 年 4 月 14 日

平成 26 年 3 月 31 日)

各国公私立医科大学(医学部)附属病院長 殿

厚生労働省医政局長

臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。)により、また、大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号。以下「特例通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知したところである。

大学病院については、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、大学病院と共同して臨床研修を行うことにより臨床研修病院の指定を受けようとする、又は指定を受けた者に関し、その指定の申請を審査し、また変更届出等により指定基準を満たしていることを確認するに当たっては、共同して臨床研修を行う大学病院におけ

る臨床研修の実施体制を把握することが必要となる。また、臨床研修病院と共同することなく大学病院のみで臨床研修を行う場合についても、臨床研修制度の実施状況の把握を行うという観点から、臨床研修に関する情報を提供していただきたいと考えている。

以上の趣旨を踏まえ、臨床研修を行う大学病院においては、下記のとおり、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしたい。

なお、本通知に定める手続に従って大学病院から提供いただいた情報については、各種媒体を通じて公表することにより、医科大学（医学部）学生、研修医等に情報提供することとしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。

1 「基幹型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するものをいうものであること。

2 「協力型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型相当大学病院でないものをいうものであること。

第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院の指定の申請の際の協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる基幹型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修

を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類とを一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院の指定の申請の際の基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院に限る。）の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の次に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 基幹型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

オ 協力型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

カ 臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修

協力施設承諾書（施行通知の様式5）

第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(2) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。なお、協力型臨床研修病院においては、臨床研修病院変更届出書をもって届け出るべき変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談することとなっていること。

第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いした

いこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこととしていること。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められることとしていること。この場合において、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者においては、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしたいこと。

第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第6 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

- (1) 基幹型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大

学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア すべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 共同して臨床研修を行うこととなる大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更が生じた日から起算して1月以内に、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、

その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、

変更前及び変更後の研修プログラム)

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 共同して臨床研修を行う大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

第7 文部科学省との連携

基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

医政医発0331第1号
平成26年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号）第3の2による訪問調査の取扱いについては、平成24年3月29日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、その一部を改正し、平成26年4月1日より以下のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。

については、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。

なお、新たに指定しようとするとき、又は指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。

基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱

1 目的

この要綱は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。)第3の2による訪問調査を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 調査対象

- 1) 医師法第16条第2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第105号)附則第2項に規定する基幹型臨床研修病院のうち、施行通知第2の5(1)オの基準に2年以上にわたり適合せず、かつ、研修医が在籍している病院
- 2) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、施行通知第2の5(1)オの基準を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、施行通知第3の2(2)により、別紙1の様式に基づいて申込みを行った病院
ただし、協力型臨床研修病院として、申込みを行った年度に研修医を受け入れている又は受け入れを予定している病院に限ることとし、また、過去に当該訪問調査により指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。
- 3) 上記1)及び2)により訪問調査を実施した結果、指定を継続又は新たに指定された病院

3 調査の実施主体

厚生労働省

4 調査期間

- 1) 「2 調査対象」の1)の病院
施行通知第2の5(1)オの基準を満たさなくなった年度の翌年度以降速やかに実施
- 2) 「2 調査対象」の2)の病院
施行通知第3の2(2)の申込書の提出後、適宜実施
- 3) 「2 調査対象」の3)の病院
本調査により新たに基幹型臨床研修病院に指定された場合は、原則として指定後2年以内に実施し、指定を継続している病院は前回の調査から原則として2年以内に実施

5 調査の視点

次に掲げる1)及び2)を通じて、臨床研修の基本理念に相応しく、研修医及び研修プログラムについての全体的な管理・責任を有する病院であるという基幹型臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施する。

1) 臨床研修病院の指導・管理体制に関する事項

- ①研修を行うのに十分な症例や研修にふさわしい環境が整備されているか
- ②研修医の診療内容や説明について、指導医等から適切な助言・指導が行われているか
- ③研修が組織的・計画的に行われ、管理体制が適切に確立されているか

2) 研修医の基本的診療能力に関する事項

(「2 調査対象」の2)の病院にあつては、主に、申込みを行った年度に当該病院において、協力型臨床研修病院として研修を担当している診療分野について調査を行う。)

- ①患者・家族や他の医療従事者と十分なコミュニケーションをとり、良好な関係を築いているか
- ②患者の問題を把握し、検査や治療の計画の全体像を把握して診療にあたり、臨床上の疑問を解決するための自己学習の習慣が身についているか

6 調査方法

1) 外形基準

施行通知第2の5(1)に規定する基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合することを証する書類等により確認

2) 研修医の診療経験

研修医に対して次の項目のアンケートを実施(別紙2)

(「2 調査対象」の2)の病院の研修医については、別紙2の3及び4のみの回答とする。)

- ①基本的な臨床検査・手技について自ら実施することや結果を解釈することの自己評価
- ②経験症例数
- ③診療科別の研修施設の状況や研修期間
- ④その他

3) 研修医の基本的診療能力

研修医が担当した症例についての主訴、現病歴などの経過概要のプレゼンター

ションや研修医へのインタビューにより、次に掲げる項目を確認

(研修医の基本的診療能力を調査するにあたっては、当該研修病院での研修において、どのような指導によって基本的診療能力が修得されたかを把握する)

- ①入院の目的の理解
- ②入院中の診察・診断
- ③入院中の検査・治療
- ④退院の判断
- ⑤説明と同意
- ⑥その他

7 調査後の措置

訪問調査の結果を踏まえた措置については、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴いた上で、次のとおり取り扱うこととする。

- 1) 適切な指導体制が確保され、研修医が基本的な診療能力を修得できると認められる場合は、指定を継続又は新たに指定する。ただし、指定後や指定継続後も訪問調査を行い、適正を確認することとする。
- 2) 適切な指導体制が確保されていない、又は、研修医が基本的な診療能力を修得できないと認められる場合は、原則として指定取消の対象とする。

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>医政医発 0331 第 1 号</u> <u>平成 26 年 3 月 31 日</u></p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局医事課長</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて</p> <p>「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。）<u>第 3 の 2 による訪問調査の取扱いについては、平成 24 年 3 月 29 日付で各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、その一部を改正し、以下のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。</u></p> <p>ついては、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。</p> <p>なお、<u>新たに指定しようとするとき、又は指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>事務連絡</u> <u>平成 24 年 3 月 29 日</u></p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局医事課長</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて</p> <p>「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。）<u>については、平成 24 年 3 月 29 日付で、その一部を改正し、その旨、各都道府県知事宛に通知したところであるが、改正後の施行通知第 3 の 2 による訪問調査について、以下のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。</u></p> <p>ついては、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。</p> <p>なお、指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。</p>

新	旧
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査対象</p> <p>1) (略)</p> <p>2) <u>新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、施行通知第2の5.(1)オの基準を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、施行通知第3の2(2)により、別紙1の様式に基づいて申込みを行った病院</u> <u>ただし、協力型臨床研修病院として、申込みを行った年度に研修医を受け入れている又は受け入れを予定している病院に限ることとし、また、過去に当該訪問調査により指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。</u></p> <p>3) <u>上記1)及び2)により訪問調査を実施した結果、指定を継続、又は新たに指定された病院</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 調査期間</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 「2 調査対象」の2)の病院 施行通知第3の2(2)の申込書の提出後、適宜実施</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 調査対象</p> <p>1) (略)</p> <p>2) <u>上記1)により訪問調査を実施した結果、指定を継続している病院</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 調査期間</p> <p>1) (略)</p>

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>3) 「2 調査対象」の3) の病院 <u>本調査により新たに基幹型臨床研修病院に指定された場合は、原則として指定後2年以内に実施し、指定を継続している病院は前回調査から原則として2年以内に実施</u></p> <p>5 調査の視点</p> <p>次に掲げる1) 及び2) を通じて、<u>臨床研修の基本理念に相応しく、研修医及び研修プログラムについての全体的な管理・責任を有する病院であるという基幹型臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施する。</u></p> <p>1) (略)</p> <p>2) 研修医の基本的診療能力に関する事項 <u>(「2 調査対象」の2) の病院にあっては、主に、申込みを行った年度に当該病院において、協力型臨床研修病院として研修を担当している診療分野について調査を行う。)</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>6 調査方法</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 研修医の診療経験 研修医に対して次の項目のアンケートを実施 (別紙2) <u>(「2 調査対象」の2) の病院の研修医については、別紙2の3及び4のみの回答とする。)</u></p> <p>① ~④ (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>7 調査後の措置</p>	<p>2) 「2 調査対象」の2) の病院 前回の調査から原則として2年以内に実施</p> <p>5 調査の視点</p> <p>次に掲げる1) 及び2) を通じて、<u>基幹型臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施する。</u></p> <p>1) (略)</p> <p>2) 研修医の基本的診療能力に関する事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>6 調査方法</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 研修医の診療経験 研修医に対して次の項目のアンケートを実施 (別紙参照)</p> <p>① ~④ (略)</p> <p>3) (略)</p> <p>7 調査後の措置</p>

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>訪問調査の結果を踏まえた措置については、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴いた上で、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>1) 適切な指導体制が確保され、研修医が基本的な診療能力を修得できると認められる場合は、指定を継続、又は新たに指定する。ただし、<u>指定後や指定継続後も訪問調査を行い、適正を確認することとする。</u></p> <p>2) (略)</p>	<p>訪問調査の結果を踏まえた措置については、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴いた上で、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>1) 適切な指導体制が確保され、研修医が基本的な診療能力を修得できると認められる場合は、指定を継続する。ただし、<u>継続後も訪問調査を行い、適正を確認することとする。</u></p> <p>2) (略)</p>

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙 1</div>	
<p><u>基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書 1 -</u></p>	
<p>病院施設番号: _____ 臨床研修病院の名称: _____</p>	
<p>記入日: 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	
<p>病院施設番号</p>	<p>臨床研修病院の名称</p>
<p>作成責任者の氏名及び連絡先 本申込書の問合せに対して回答できる作成 責任者について記入してください。</p>	<p>フリガナ _____ 役職 _____ 氏名(姓) _____ (名) _____ (内線) _____ 電話番号() - () _____ e-mail: _____ (携帯電話のメールアドレスは不可とします。)</p>
<p>1. 病院の名称</p>	<p>フリガナ _____</p>
<p>2. 病院の所在地及び二次医療圏の名称</p>	<p>〒 □□□□□□□□ (_____ 都・道・府・県) 電話:() - _____ FAX:() - _____ 二次医療圏 の名称: _____</p>
<p>3. 病院の開設者の氏名(法人の名称)</p>	<p>フリガナ _____</p>
<p>4. 病院の開設者の住所(法人の主たる事務 所の所在地)</p>	<p>〒 □□□□□□□□ (_____ 都・道・府・県) 電話:() - _____ FAX:() - _____</p>
<p>5. 病院の管理者の氏名</p>	<p>フリガナ _____ 姓 _____ 名 _____</p>
<p>6. 研修管理委員会の構成員の氏名等</p>	<p>* 別紙1の(1)に記入 研修管理委員会のすべての構成員(基幹型臨床研修病院及び臨床研修協力施設に所属する者を含む。)について記入してください。</p>

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
7. 病院群の構成等	* 別紙1の(2)に記入 病院群を構成するすべての臨床研修病院、大学病院及び臨床研修協力施設の名称、新規指定の有無、病院群の構成の変更等について記入してください。	
8. 病院のホームページアドレス	http://	
<p>基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-2-</p> <p>病院施設番号: _____ 臨床研修病院の名称: _____</p>		
	※	
9. 医師(研修医を含む。)の員数	<p>常勤: _____ 名、非常勤(常勤換算): _____ 名</p> <p>計(常勤換算): _____ 名、医療法による医師の標準員数: _____ 名</p> <p>* 研修医の氏名等について別紙1の(3)に記入</p>	
10. 診療科名 当該病院の医療法上の標ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する標榜診療がない場合は「99.その他」欄に記入すること。	<p>標ぼう診療科(番号に○をつけてください)</p> <p>1.内科 2.呼吸器内科 3.循環器内科 4.消化器内科 5.気管食道内科 6.神経内科 7.心療内科 8.性感感染症内科 9.外科 10.呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12.消化器外科 13.小児外科 14.気管食道外科 15.肛門 外科 16.整形外科 17.脳神経外科 18.形成外科 19.美容外科 20.精 神科 21.アレルギー科 22.リウマチ科 23.小児科 24.皮膚科 25.泌 尿器科 26.産婦人科 27.産科 28.婦人科 29.眼科 30.耳鼻いんこう 科 31.リハビリテーション科 32.放射線科 33.病理診断科 34.臨床検 査科 35.救急科 99.その他(次に記入してください)</p> <p>901 _____ 科 902 _____ 科</p> <p>903 _____ 科 904 _____ 科</p>	
11. 救急医療の提供の実績	<p>救急病院認定の告示</p> <p>告示年月日: 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日、告示番号: 第 _____ 号</p> <p>医療計画上の位置付け</p> <p>1. 初期救急医療機関 2. 第二次救急医療機関 3. 第三次救急医療機関</p> <p>救急専用診療(処置)室の有無</p> <p>1. 有 (_____) m² 0. 無</p>	

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
救急医療の実績	前年度の件数： 件（うち診察時間外： 件） 1日平均件数： 件（うち診察時間外： 件） 救急車取扱件数： 件（うち診察時間外： 件）	
診察時間外の勤務体制	医師： 名、看護師及び准看護師： 名	
指導を行う者の氏名等	* 別紙1の(4)に記入	
救急医療を提供している診療科	内科系（1.有 0.無） 外科系（1.有 0.無） 小児科（1.有 0.無） その他（ ）	
12. 医療法上の許可病床数（産科の病床数を除く。）	1.一般： 床、2.精神： 床、3.感染症： 床 4.結核： 床、5.療養： 床	
13. 診療科ごとの入院患者・外来患者・研修医の人数	* 別紙1の(5)に記入	
14. 病床の種類ごとの平均在院日数（小数第二位四捨五入）	1.一般： 日、2.精神： 日、3.感染症： 日 4.結核： 日、5.療養： 日	
15. 前年度の分娩件数	正常分娩件数： 件、異常分娩件数： 件	
16. 臨床病理検査の実施状況	前年度実績： 回、今年度見込： 回 ※申込病院の主催により * 別紙1の(4)に記入 開催した回数を記載	
剖検数	前年度実績： 件、今年度見込： 件	
剖検を行う場所	当該医療機関の剖検室 1.有 0.無（ ）大学（ ） 病院 無を選択した場合には、剖検を実施している大学又は病院を記入してください。	
17. 研修医のための宿舎及び研修医室の有無	1.有（単身用： 戸、世帯用： 戸） 0.無（住宅手当： 円） 有を選択した場合には、単身用・世帯用に分けて宿舎の戸数を記入してください。 無を選択した場合には、住宅手当の金額を記入してください。住宅手当の支給が無い場合は、「0」と記入してください。	

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
	研修医室	1. 有 () 室 0. 無 有を選択した場合には、研修医室の室数を記入してください。
18. 図書、雑誌	図書室の広さ	() m ²
インターネット	医学図書数	国内図書: 冊、国外図書: 冊
等が利用できる	医学雑誌数	国内雑誌: 種類、国外雑誌: 種類
環境及び医学教育用機材の整備	図書室の利用可能時間	: ~ : 24 時間表記
状況	文献データベース等の利用環境	Medline 等の文献データベース (1. 有 0. 無)、教育用コンテンツ (1. 有 0. 無)、 その他 () 利用可能時間 (: ~ :) 24 時間表記
	医学教育用機材の整備状況	医学教育用シミュレーター (1. 有 0. 無)、 その他 ()

基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書 - 3 -

病院施設番号:

臨床研修病院の名称:

19. 病歴管理体制	病歴管理の責任者の氏名及び役職	フリガナ 氏名(姓) (名) 役職
	診療に関する諸記録の管理方法	1. 中央管理 2. 各科管理 その他(具体的に:)
	診療録の保存期間	() 年間保存
	診療録の保存方法	1. 文書 2. 電子媒体 その他(具体的に:)
20. 医療安全管理体制	安全管理者の配置状況	1. 有 () 名 0. 無 有を選択した場合は、安全管理者の人数を記入してください。

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
	安全管理部門の設置状況	職員：専任（ ）名、兼任（ ）名 主な活動内容：例「院内において発生した医療事故又は発生する危険があった医療事故についての情報の収集、医療事故の防止のための研修及び啓発」等
	患者からの相談に適切に応じる体制の確保状況	患者相談窓口の責任者の氏名等： フリガナ 氏名（姓）（名） 役職 対応時間（ ）：（ ）～（ ）：（ ）24時間表記 患者相談窓口に係る規約の有無： 1. 有 0. 無
	医療に係る安全管理のための指針の整備状況	1. 有 0. 無 指針の主な内容：
	医療に係る安全管理委員会の開催状況	年（ ）回 活動の主な内容：
	医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年（ ）回 研修の主な内容：
	医療機関内における事故報告等の医業に係る安全の確保を目的とした改善のための方策	医療機関内における事故報告等の整備： 1. 有 0. 無 その他の改善のための方策の主な内容：
2.1. 研修記録の保存	保存期間	（ ）年間保存
	保存方法	1. 文書 2. 電子媒体 その他（具体的に： ）
2.2. 受入可能定員	許可病床数（歯科の病床数を除く。）から算出	許可病床数（ ）床÷10＝（ ）名
	患者数から算出	年間入院患者数（ ）人÷100＝（ ）名
2.3. 精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員の配置		1. 精神保健福祉士： 名（常勤： 名、非常勤： 名）

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
<p>状況</p> <p><small>精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してください。</small></p>	<p>2. 作業療法士： _____ 名 (常勤： _____ 名、非常勤： _____ 名)</p> <p>3. 臨床心理技術者： _____ 名 (常勤： _____ 名、非常勤： _____ 名)</p> <p>9. その他の精神科技術職員： _____ 名 (常勤： _____ 名、非常勤： _____ 名)</p>	
<p>2.4. 協力型臨床研修病院としての研修実績</p>	<p>*別紙1の(6)に記入</p>	
<p>基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-4-</p> <p>*ここからは研修プログラムごとに記入してください。</p> <p>病院施設番号： _____ 臨床研修病院の名称： _____</p>		
	※	
<p>2.5. 研修プログラムの名称及び概要</p>	-	<p>研修プログラムの名称： _____</p> <p>プログラム番号： _____</p> <p>概要：* 別紙1の(7)に記入 (作成年月日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日)</p>
<p>2.6. プログラム責任者の氏名等 (副プログラム責任者が配置されている場合には、その氏名等)</p> <p>* プログラム責任者の履歴を別紙1の(8)に記入</p> <p>* 副プログラム責任者が配置されている場合にあっては、副プログラム責任者の履歴を別紙1の(8)に記入</p>		<p>(プログラム責任者)</p> <p>氏名(姓) _____ ; (名) _____</p> <p>所属 _____ 役職 _____</p> <p>(副プログラム責任者)</p> <p>1. 有 (_____ 名) 0. 無</p>
<p>2.7. 臨床研修指導医(指導医)の氏名等</p> <p>すべての臨床研修指導医(協力型臨床研修病院に所属する臨床研修指導医及び臨床研修協力施設に所属する臨床研修の指導を行う者を含む。)について氏名等を記入してください。</p>		<p>* 別紙1の(4)に記入</p>
<p>2.8. 研修開始時期</p>		<p>西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧
健康管理	健康診断(年 回) その他(具体的に: _____)	
医師賠償責任保険の扱い	病院において加入(1. する 0. しない) 個人加入(1. 強制 0. 任意)	
外部の研修活動	学会、研究会等への参加: 1. 可 0. 否 学会、研究会等への参加費用支給の有無: 1. 有 0. 無	

基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-5-

病院施設番号: _____

臨床研修病院の名称: _____

30. 研修医の募集及び採用の方法	研修プログラムに関する問い合わせ先	フガナ 氏名(姓) _____ (名) _____ 所属 _____ 役職 _____ 電話: () _____ FAX: () _____ e-mail: _____ URL: http:// _____
	資料請求先	住所 〒 □□□-□□□□ (_____ 都・道・府・県) 担当部門 _____ 担当者氏名 _____ フガナ _____ 姓 _____ 名 _____ 電話: () _____ FAX: () _____ e-mail: _____ URL: http:// _____
	募集方法	1. 公募 2. その他(具体的に: _____)
	応募必要書類 (複数選択可)	1. 履歴書、2. 卒業(見込み)証明書、3. 成績証明書、 4. 健康診断書、5. その他(具体的に: _____)

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧					
<table border="1"> <tr> <td> <u>選考方法</u> (複数選択可) </td> <td> 1. <u>面接</u> 2. <u>筆記試験</u> その他(具体的に: _____) </td> </tr> <tr> <td> <u>募集及び選考の時期</u> </td> <td> 募集時期: 月 日頃から 選考時期: 月 日頃から </td> </tr> <tr> <td> <u>マッチング利用の有無</u> </td> <td> 1. 有 0. 無 </td> </tr> </table>	<u>選考方法</u> (複数選択可)	1. <u>面接</u> 2. <u>筆記試験</u> その他(具体的に: _____)	<u>募集及び選考の時期</u>	募集時期: 月 日頃から 選考時期: 月 日頃から	<u>マッチング利用の有無</u>	1. 有 0. 無	
<u>選考方法</u> (複数選択可)	1. <u>面接</u> 2. <u>筆記試験</u> その他(具体的に: _____)						
<u>募集及び選考の時期</u>	募集時期: 月 日頃から 選考時期: 月 日頃から						
<u>マッチング利用の有無</u>	1. 有 0. 無						
<u>31. 研修医手帳</u>	1. 有 0. 無						
<u>32. 連携状況</u>	* 別紙1の(9)に記入						

※欄は、記入しないこと。

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新														旧	
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
合 計															
平成〇〇年度															
基幹型臨床研修病院名	研修医の氏名 及び年次		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
-	-	-													
合 計															
<p>(2) 申込年度の受入実績 (見込み)</p> <p>※申込年度において、協力型病院として研修医を受入れた数及び受入見込み等を研修医ごとに記入すること。</p> <p>平成〇〇年度</p>															

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新																	旧
基幹型臨床 研修病院名	研修プログラ ム名	担 当 分 野	研修医の氏名 及び年次	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	
-	-	-	-														
-	-	-	-														
-	-	-	-														
-	-	-	-														
-	-	-	-														
合 計																	

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新		旧																															
25. 研修プログラムの名称及び概要		別紙1の(7)																															
病院施設番号: _____ 臨床研修病院の名称: _____																																	
臨床研修病院群名: _____																																	
1. 研修プログラムの名称																																	
2. 研修プログラムの特色																																	
3. 臨床研修の目標の概要																																	
4. 研修期間	(_____)年 (原則として、「2年」と記入してください。)																																
備考	研修後そのまま専門研修に入り3年以上研修可能な病院は、その旨を記入してください。																																
5. 臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間) * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。 * 研修期間は、研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修科目、選択科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院施設番号</th> <th>病院又は施設の名称</th> <th>研修期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) xx科</td> <td>1234567 ○○ 病院</td> <td>○か月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">必修科目</td> <td>内科</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td>救急部門</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td>地域医療</td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病院で定めた</td> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択必修科目</td> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>か月</td> </tr> <tr> <td>選択</td> <td></td> <td>か月</td> </tr> </tbody> </table>	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間	(記入例) xx科	1234567 ○○ 病院	○か月	必修科目	内科	か月	救急部門	か月	地域医療	か月	病院で定めた		か月		か月		か月	選択必修科目		か月		か月		か月	選択		か月		
病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間																															
(記入例) xx科	1234567 ○○ 病院	○か月																															
必修科目	内科	か月																															
	救急部門	か月																															
	地域医療	か月																															
病院で定めた		か月																															
		か月																															
		か月																															
選択必修科目		か月																															
		か月																															
		か月																															
選択		か月																															

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧												
<p>け方式等)を採用する場合は、当該研修プログラムの研修分野並びに当該分野の研修を行う病院又は施設の名称及び研修期間を本用紙に記入した上で、研修分野の順番のパターンごとに研修スケジュールを別業に記入すること。また、同様の研修プログラムが複数存在する場合は、すべての研修プログラムを1枚にまとめたものを添付すること。</p> <p>*2:「研修分野」欄には、「5. 臨床研修を行う分野」欄に記入した研修分野を記入すること。</p> <p>*3: 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。</p>													
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">病院施設番号: _____</td> <td style="padding: 2px;">臨床研修病院の名称: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">臨床研修病院詳名: _____</td> </tr> </table>	病院施設番号: _____	臨床研修病院の名称: _____	臨床研修病院詳名: _____										
病院施設番号: _____	臨床研修病院の名称: _____												
臨床研修病院詳名: _____													
<p>6. 研修スケジュール (一年次・二年次: いづれか)</p>													
<p>臨床研修開始月を基に各月の研修人数を記入してください。*1 (NO. 2)</p>													
病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
<p>*1: 臨床研修病院群における臨床研修で、1つの研修プログラムの中で研修医によって研修を行う研修分野の順番が異なる研修方法 (たすきがけ方式等) を採用する場合は、当該研修プログラムの研修分野並びに当該分野の研修を行う病院又は施設の名称及び研修期間を本用紙に記入した上で、研修分野の順番のパターンごとに研修スケジュールを別業に記入すること。また、同様の研修プログラムが複数存在する場合は、すべての研修プログラムを1枚にまとめたものを添付すること。</p> <p>*2: 「研修分野」欄には、「5. 臨床研修を行う分野」欄に記入した研修分野を記入すること。</p> <p>*3: 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。</p>													

「基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧																																				
<p>別紙1の(8)</p> <p>(副) プログラム責任者履歴書</p> <p>(1. プログラム責任者、2. 副プログラム責任者) 1. 又は2. に○をつけてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>研修プログラムの名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>役職及び診療科</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医籍登録番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>臨床経験年数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主な履歴・教育歴※</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td>指導医講習会などの受講歴※</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>「プログラム責任者養成講習会」の受講歴</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主な臨床経験及び業績(臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など)※</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所属学会名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>「所属」欄には、プログラム責任者又は副プログラム責任者が所属する病院名を記入すること。</p> <p>※については、適宜統紙(様式自由)に記入して添付すること。</p>	氏名			研修プログラムの名称			所属			役職及び診療科			医籍登録番号			登録年月日			臨床経験年数			主な履歴・教育歴※	年	月	指導医講習会などの受講歴※			「プログラム責任者養成講習会」の受講歴			主な臨床経験及び業績(臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など)※			所属学会名			
氏名																																					
研修プログラムの名称																																					
所属																																					
役職及び診療科																																					
医籍登録番号																																					
登録年月日																																					
臨床経験年数																																					
主な履歴・教育歴※	年	月																																			
指導医講習会などの受講歴※																																					
「プログラム責任者養成講習会」の受講歴																																					
主な臨床経験及び業績(臨床における専門分野、手術件数、検査件数、経験症例数など)※																																					
所属学会名																																					

新					旧				
別紙2					別紙				
研修医アンケート					研修医アンケート				
(略)					(略)				
1. 基本的な臨床検査・手技について					1. 基本的な臨床検査・手技について				
(略)					(略)				
臨床検査・手技		自己評価			臨床検査・手技		自己評価		
		A (確実にできる)	B (だいたいできる、たぶんできる)	C (あまり自信がない、ひとりでは不安)			D (できない)	A (確実にできる)	B (だいたいできる、たぶんできる)
【検査の適応を判断し、結果を解釈すること】(11項目)					【検査の適応を判断し、結果を解釈すること】(11項目)				
1~5 (略)					1~5 (略)				
6 呼吸機能検査					6 肺機能検査				
7~15 (略)					7~15 (略)				
16 胸骨圧迫					16 心マッサージ				
17~23 (略)					17~23 (略)				
(略)					(略)				
2~4 (略)					2~4 (略)				